

時代を LEADする 公立大学

公立大学の将来構想に向けての議論の方向性と可能性

2017年5月

一般社団法人 公立大学協会
公立大学の在り方に関する検討会議

はじめに

地域の強い要請に応じて設置された公立大学は、多様な機能で教育・研究・地域貢献を推進し、その歴史を重ねる中で「地域の知の拠点」としての存在感を高めてきた。その一方で、厳しい地方財政を背景として、教育・研究環境充実のための資金や人材の確保は年々厳しさを増しており、中長期的な改革の展望を描くことが難しくなっている。こうした状況にありながらも公立大学は、これまでどちらかと言えば各設置自治体との折衝に労力が取られ、公立大学の存在意義や共通的な役割を積極的に社会に示して来なかった。公立大学全体について議論を行うことが個々の大学に何をもたらすのか、必ずしも明らかでなかったからである。

現在、国レベルでの高等教育改革の流れの中で、公立大学を取り巻く状況は大きく変化しようとしている。まず、国立大学の第3期中期目標期間（平成28年度～）に示された、“3つの重点支援の枠組み”に対し、55の国立大学が「地域貢献型」を選択し、公立大学との間で役割の違いがいよいよ見えにくくなってきた。また、地方創生の議論等の中では自治体が大学を設置する意義について明確な説明が求められるようになり、中央教育審議会では国公立大学の役割分担を含めた、高等教育の将来構想に関する検討が開始されている。こうした状況を受けて、公立大学協会では平成28年度に「公立大学に関する在り方検討会議」（以下、検討会議とする）を設置し、公立大学の在り方に関する包括的な検討を行うこととなった。

検討会議では4回の会議を開催し、有識者委員による専門的立場からの問題提起や、公立大学による現場の課題に即した事例報告を受け、意見交換を行った。議論は広範囲に及んだが、時間的な制約から、課題のすべてに亘り整理を行うことは難しいと判断し、報告書としてのまとめは論点整理にとどめることとした。一方で、次年度への議論の継続性を考えると、公立大学の将来構想に向けての議論の方向性と可能性について、やや踏み込んで示すことも必要であろうと判断した¹。

本報告書の構成は、まず第1章で公立大学の概要をデータで示したうえで、検討会の開催に先立って実施された学長アンケートの結果から得られた課題をもとに、検討の枠組みを設定する。第2章では、有識者からの問題提起を受けて行った検討会議の意見交換を整理し、公立大学の共通課題について分析する。第3章では、地域貢献機能の類型別に選んだ大学からの事例報告を整理し、分野別の課題について分析する。第4章では、本報告をまとめる過程で新たに見えてきた今後の議論の方向性や可能性について考察する。

次年度以降の具体的、かつ詳細な議論において、批判的に検討をいただけると幸甚である。

公立大学の在り方に関する検討会議 委員長 近藤倫明

¹ このような趣旨を踏まえ、奥野副委員長と中田専門委員が報告書のまとめを担当した。

目次

はじめに.....	1
第1章 公立大学の概要と課題.....	4
1 公立大学の概要.....	4
(1) 公立大学の設置政策.....	4
(2) 公立大学の教育.....	6
2 公立大学の課題に関する検討の枠組み.....	7
(1) 公立大学の共通課題の検討の枠組み.....	7
(2) 分野別課題の検討の枠組み.....	9
第2章 公立大学の共通課題の整理・分析.....	10
1 共通課題の整理.....	10
(1) 政策課題.....	10
(2) 教学課題.....	12
(3) 経営（質保証）課題.....	13
2 課題の分析.....	16
(1) 国の高等教育政策の課題.....	16
(2) 設置自治体の公立大学政策の課題.....	16
(3) 公立大学のマネジメントの課題.....	16
第3章 公立大学の分野別課題の整理・分析.....	18
1 分野別課題の整理.....	18
(1) 看護系学部（青森県立保健大学、大分県立看護科学大学）.....	18
(2) 情報系学部（公立はこだて未来大学）.....	20
(3) 芸術系学部（金沢美術工芸大学）.....	21
(4) 地域政策系学部（高崎経済大学）.....	22
2 課題の分析.....	23
(1) 地域貢献の機能と必要となる連携.....	23
(2) 地域貢献における教員・学生の課題.....	23

第4章 今後の議論の方向性と可能性	25
1 「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」から得られる方向性	25
(1) 地方自治体への伴走	25
(2) 公立大学生の交流の推進	25
2 「私立大学等の振興に関する検討会議」から得られる方向性	26
(1) 公立大学設置政策への支援	26
(2) 公立大学マネジメントへの支援	26
3 今後の議論の可能性(高等教育の将来構想を念頭に)	27
(1) 公立大学設置政策に関する何らかの体系の構築	27
(2) 公立大学の支援機能の構築	27
おわりに.....	28
公立大学に関するデータ集	29
公立大学の在り方に関する検討会議 委員名簿／開催実績	40

第1章 公立大学の概要と課題

本章では、データにより公立大学の姿を概括した後に、公立大学長に対して実施したアンケート調査から公立大学の共通課題を把握し、分析の枠組みを設定する。

1 公立大学の概要

まず、データに基づき公立大学の政策及び教育の状況を概括する²。各記述が参照しているグラフは、資料編の「2 公立大学に関するデータ集」にまとめて収録している。

(1) 公立大学の設置政策

① 国公立大学の中での公立大学

まず、国公立大学全体の中での公立大学の位置取りを確認しておく。表 1-1 は平成 28 年度における国公立大学の比較である。公立大学数は 88 大学となり、国立大学の 86 大学を超えている。一方、在学者数では国立大学の 1/4 程度であり、大学全体の 5% 余りとなっている。

表 1-1 国公立大学(学校数・在学者数・教員数・事務職員数) 比較 (H28 年度)

	国立	公立	私立	計
学校数	86	88	601	775
(比)	11.1%	11.4%	77.5%	
在学者数	610,266	150,477	2,112,323	2,873,066
(比)	21.2%	5.2%	73.5%	
教員数(本務者)	64,771	13,293	106,200	184,264
(比)	35.2%	7.2%	57.6%	
事務系職員数(本務者)	27,578	4,944	54,939	87,461
(比)	31.5%	5.7%	62.8%	

平成28年度学校基本調査(速報)より(ただし大学数は平成28年度大学一覧より)

② 公立大学の設置

こうした状況にある公立大学は、昭和 30 年代から平成に入る直前までは、30 数大学で推移していた(グラフ①)。この間にも、新たな公立大学が設置されてきたが³、医学部、農学部を中心とした国立大学への移管⁴もあって、結果として公立大学数は大きく変化しなかった。

昭和期の公立大学は、都市圏における 5 つの総合大学(うち 3 大学が医学部を設置)、5 つの医科大学、芸術系大学のほか、高崎経済大学、都留文科大学、下関市立大学といった中小規模市が設置する大学等も存在感を示していたが、全体としては国立大学と私立大学の「すき間」を埋める補完型・「ニッチ」型の大学であるとされていた⁵。

² 特に記述がないデータは平成 28 年度のものである。

³ この期間に改組・統合を除けば、14 の公立大学が開学している。

⁴ 昭和 30 年代、40 年代に限っても 9 大学が国立大学へ移管している。学部数の内訳は医学部 6 学部、農学部 3 学部、水産学部 1 学部である。

⁵ 天野郁夫(2006)『大学改革の社会学』玉川大学出版部 pp.254-258

平成に入り、地域における学生の進学機会の確保、地域の産業振興、短期大学の改組等を背景に公立大学の数は増加した。特に、平成4年度に施行された「看護師等の人材確保の促進に関する法律」は地方公共団体に対し看護系大学・学部の設置を促し、現在までに全国ほとんどの都道府県⁶に48の公立大学の看護系の課程が設置され、学部教育だけでなく大学院教育においてもその存在感は大きい。

学部設置傾向を見ると、看護・保健医療・福祉系の学部が最も多い。ただし学生数で見ると、看護・保健医療・福祉系は、社会科学系、理学・工学・農学系に次ぐ数であり、小規模の学部が多いことがわかる（グラフ③、④）。

新たな公立大学が設置される一方で、統合も進んだ。近年の事例に限っても、平成16年から21年にかけて、東京都、山梨県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、長崎県が設置する17大学及び2短期大学が7大学へと統合している。

設置自治体の種別は、都道府県立が全体の67%（59大学）を占める。基礎自治体では、政令市のほか、中核市、一般市、事務組合等による設置もある（グラフ⑤）。

また、平成21年度以降平成28年度までに、地方自治体がその設置に関わった私立大学⁷、7大学において学校法人から公立大学法人への設置者変更が行われている。

③ 公立大学の法人化

平成16年度、地方独立行政法人法が施行され、それまで地方自治体が直接行っていた公立大学の設置・管理業務を、地方自治体が設立する公立大学法人に委ねることが可能となった。公立大学の法人化である。平成16年に、国立大学法人法によって一斉に法人化された国立大学とは異なり、公立大学の法人化はそれぞれの設置自治体と公立大学との間での様々な協議・折衝を経て進められ、結果として大学の組織・運営の改革が大きく進展した。平成28年度までに公立大学を設置する法人は67法人⁸、公立大学法人が設置する大学は72大学となっている。

このように公立大学法人は、複数の大学等を設置することが可能となっているほか、理事長は学長となることを原則としつつも、法人設立団体の判断で、学長を理事長と別に任命できる。理事長・学長一体型の大学は41、別置型の大学は31である。

④ 財政、経営環境

公立大学の財源は、大きくは設置自治体が負担する財源（設置者負担額⁹）と、自主財源に区分される。

まず、公立大学全体での設置者負担額及び自主財源額の状況について、平成16年度から平成27年度にかけての10年間の変化を見ると、大学数及び学生数が増加しているにもかかわらず1,600億円台ではほぼ横ばいである（グラフ⑦）。結果として設置者負担額の割合は減少し、公立大学全体の自主財源額及びその占める割合は773億円（32.3%）から1,108億円（39.6%）へと増加した。

⁶ 秋田、栃木、富山、鳥取、佐賀、徳島、鹿児島以外の都道府県内に存在する。

⁷ 正式な呼称ではないが、高橋寛人（2004）『公設民営大学設立事情』等において「公設民営大学」「公私協力型大学」とされている。

⁸ 短期大学のみを設置する1法人を除いている。

⁹ 法人化した大学では「運営費交付金」となる。

ただし、各公立大学で見るとその自主財源の占める割合は 10%未満から 80%以上まで、状況は多様である。学部の種類に応じて必要教員数は異なり、医科大学、看護医療福祉系大学、理工系大学は自主財源率が低く、社会科学系の大学は自主財源率が高い。

自主財源を除く設置者による負担分については、地方財政措置の対象となっており、地方交付税において学生数を測定単位として、基準財政需要額の単位費用が設定されている¹⁰。設置者負担額¹¹の総額に対して、基準財政需要額の総計は 90%程度に及んでいるが、設置自治体ごとに見ればその状況は相当に異なっている。分母と分子を入れ替えて、各大学に対する基準財政需要額を 100 とした場合の、設置者負担額（経常費）は、50 未満から 150 以上までの広い範囲にプロットされた¹²。

(2) 公立大学の教育

① 学生の教育環境（教員、職員、学生数）

学生の教育環境を調べるために、各公立大学の教員一人あたりの学生数（ST 比）を比較する（グラフ⑩）。この値が小さいことは、多くの教員で少人数の学生を教育する状況を示すことになる。ST 比が 20 人以上の公立大学は、社会科学系学部を設置する大学を中心に 14 大学である。国立大学と比較すると、公立大学全体の値はやや大きくなっているが、設置する学部によって必要教員数は異なるので単純な比較はできない。

同様に、各公立大学の職員一人あたりの学生数（SS 比）を比較すると（グラフ⑪）、SS 比が 45 人以上となった公立大学は 19 大学あった。国立大学と比較すると、やはり公立大学の値はやや大きくなっている。

② 学生の経済状況

学生支援機構の調査¹³によれば、公立大学生の家庭の経済状況は、年間平均収入額が国立、私立大学の家庭と比較して 100 万円以上低くなっているほか、年間収入の分布からも国立大学及び私立大学と比較して所得が低い状況が見て取れる（グラフ⑬）。また、奨学金の受給者の割合は、国立大学生の 49.4%、私立大学生の 51.4%と比較して公立大学生は 56.6%と最も高い（グラフ⑭）。

授業料減免については、各公立大学における授業料減免率は必ずしも高いとは言えず、金額ベースで平均として 4.4%¹⁴となっている。公立大学の授業料減免の方針は設置自治体の財政措置に頼らざるを得ないが¹⁵、学生の経済状況に対し、適切な措置が講じられているか、国立大学の状況とも比較して検証する必要がある。

③ 入学者、就職者の状況

地方創生政策では大学進学時のいわゆる地元残留率が注目されているが、残留率の高い都道府

¹⁰ 交付税措置の対象となっている行政事務内容は、大学の運営に関する事務（経常的経費）である。

¹¹ 設置者負担には、このほかに投資的経費（施設整備、修繕）、設置自治体での担当者の配置等が考えられる。

¹² 地方交付税制度は複雑であり共通の理解をつくることは容易ではない。ここでは、交付税は地方自治体の一般財源であり、その用途は限定されていないことのみ指摘しておく。

¹³ 平成 26 年度学生生活調査結果（平成 28 年 3 月）

¹⁴ 平成 26 年度文部科学省大学振興課調

¹⁵ 地方交付税の単位費用の根拠となるいわゆる標準行政モデルでは、授業料収入の 11.5%が授業料の減免措置等による欠損分として考慮されている。

県は、愛知県（71.4%）、北海道（67.1%）、東京都（65.7%）であり、残留率が低い都道府県は和歌山県（11.2%）、鳥取県（13.3%）、佐賀県（13.6%）である¹⁶。この進学者の地元残留に公立大学が高い貢献を示しているのは、順に高知県、山口県、岩手県、青森県となる。高知県、兵庫県、広島県では複数の公立大学が設置されていることもあり、国立大学と比較して地元残留率に対する貢献度は高くなっている（グラフ⑯）。

同一都道府県からの学生の割合、いわゆる地元入学率は公立大学全体では46.3%となっており、国立大学の34.7%と比して高くなっている（グラフ⑰）。また、大学ごとに見ると地元入学率の状況は、10%台から90%台まで多様である（表⑱）。

2 公立大学の課題に関する検討の枠組み

平成28年6月、公立大学協会は全国の公立大学長に対し、公立大学の政策課題に関する自由記述形式のアンケートを実施した¹⁷。検討会議は、このアンケート結果を材料の一つとして検討を行うこととした。ここでは、その検討に向けての2つの枠組みを示す。

(1) 公立大学の共通課題の検討の枠組み

アンケートの回答内容は多岐に亘ったが、そこからは公立大学としての共通の課題を見ることができる。

まず、高等教育政策については、高大接続改革、SDの義務化など、直近の制度改革への対応が課題として挙げられた。また、地方独立行政法人法の改正など、総務省の政策や他の省庁の政策に対する言及もあるが、必ずしも設置自治体との関係について踏み込んだ指摘が多いとは言えなかった。

個々の大学における改革課題については、教育改革に関する諸課題の他、公立大学法人の経営課題、ガバナンス改革、職員育成、評価の効率的な実施など多数の課題が挙げられている。

魅力ある公立大学づくりという観点からは、地方創生の課題への対応、地域における学生の活動、大学連携のほか、経済的に困窮する学生に対する支援についての方策やその財政的裏付けについての指摘も多い。

これらの意見を、公立大学協会における3つの常置委員会の担当分野ごとに、「政策課題」「教学課題」「経営（質保証）課題」¹⁸の項目で整理し、さらに短期的な検討課題、長期的な検討課題に区分して表1-2に要約し、検討会議の資料とした。

この資料について、検討会議では、学長から指摘された課題の多くは内在的に把握されているものがほとんどであり、外部環境の変化を受け止めた問題提起に欠けるとの指摘もあった。一方で、これらは学長が大学運営上、将来的な課題として強く実感してきた、切実な「学長の悩み」として受け止めたいとする意見もあった。

検討会議では必ずしも表1-2の細目に沿って検討が進められたわけではないが、「政策課題」「教学課題」「経営課題・質保証」の項目ごとに、それぞれ有識者からの問題提起を受け、それらを踏まえて意見交換を行った。その内容については、本報告書の第2章で整理する。

¹⁶ 「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」第3回岡崎委員提出資料

¹⁷ 平成28年6月15日付28公大協第62号「公立大学の政策課題に関する検討について（お願い）」

¹⁸ この整理では質保証の課題も経営課題の一つとして整理した。

表 1-2 公立大学の政策課題に関する学長の問題意識(平成 28 年 10 月 5 日)

公立大学の政策課題に関する学長の問題意識について、平成 28 年度当初に実施した学長アンケートの結果から、短期的・中長期的な検討課題と思われるものに分けて分類・整理した。

	短期的な検討課題	中長期的な検討課題
政策課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3期教育振興基本計画への対応 ○ 地方創生政策(地方大学の振興)への対応 ○ 総務省、文部科学省、設置団体協議会と公立大学協会の連携 ○ 文科省、総務省以外の省庁との連携 ○ 持続可能な地域社会づくりへの貢献 ○ 地方中核地域と過疎地域とを切り分けた政策課題の議論の必要性 ○ 公立大学生の地域における活動 ○ 私立大学の公立大学化に関する課題 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立大学の存在意義の明確化 ○ 公立大学のプレゼンスの向上 ○ 地独法改正(附属校の設置、長期借入金)に関する課題の研究、検討 ○ 地方(地域)創生政策の展開による「地域貢献」に関する対応 ○ 国立大学との連携 ○ 大学連携、大学再編
教学課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高大接続改革の課題 ○ 国民の格差拡大、低所得者層の増加に起因する学生困窮世帯の問題 ○ 給付型奨学金の必要性 ○ 障がいをもつ学生への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3 ポリシーの公表を大学の将来のあるべき姿を示す機会として捉えた展開 ○ 多世代共生型教育を試行し、公立大学型の教育として社会にアピール ○ 大学運営への学生参画(FD 等)推進 ○ 「グローバル」視点を持った人材の育成
経営(質保証)課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学の教育・研究を活性化させる大学経営の在り方(大学ガバナンス改革) ○ 大学運営の能力・資質を向上させる課題 ○ SD 義務化に伴う対応 ○ 公立大学のパフォーマンスを評価する評価指標の開発 ○ 簡素な評価のあり方の検討 ○ 法人評価と認証評価の一体的実施に関する検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学の教育・研究推進能力の開発 ○ 理事長・学長を担う人材の育成 ○ 理事長・学長別置型に関する問題 ○ 事務職員の育成、人事交流の仕組みづくり ○ 新たな認証評価機関の設立の検討 ○ IR による学内情報の集約と分析に基づいた取り組み ○ 公立大学のシンクタンク、コンサルタント的役割の必要性
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立大学協会の組織力強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地場産業振興に貢献する技術のオープンプラットフォームの展開 ○ 教育の効率化と質保証に資する共同利用拠点の構築(特に医療系)

(2)分野別課題の検討の枠組み

先に述べたように、表 1-2 に整理されている課題については、外部環境の変化を受け止めた問題提起に欠けるのではないかとの指摘があった。そこで検討会議では、個別の公立大学から事例のプレゼンテーションの機会を設け、より踏み込んだ状況の把握を行うこととした。プレゼンテーションを受ける大学を選ぶにあたっては、公立大学に関し何らかの類型化が必要であると考え、今回は公立大学の地域貢献の主要な機能に着目して類型化を試みた。

地方自治体が自ら設置する公立大学においては、教育・研究の成果を通して、着実な地域貢献を行うことが求められている。ただし、どのような機能を使い、どのような課題に対して貢献を行うのかについては、それぞれの大学で異なる特徴があると考えられる。

ここでは地域貢献の機能として、まず地域にある既存の価値を守るのか、それとも新たに価値をつくりだすのかという視点で「**サステナブル** — **クリエイト**」軸を設定する。また、地域貢献が地域からの要請をきっかけとするのか、それとも大学からの提案をきっかけとするのかという視点で「**地域からの要請型** — **大学からの提案型**」軸を設定する。この2つの軸に従えば、地域貢献機能を表 1-3 のように分類することができる。

表 1-3 公立大学の地域貢献機能の分類

	サステナブル	クリエイト
地域からの要請型	地域のいのちを守る 例:看護系	地域の財産を発展させる 例:芸術系
大学からの提案型	地域の価値をつなげる 例:地域政策系	地域の可能性を開発する 例:情報系

検討会議では、この分類を適用することのできる代表的な分野として看護系、芸術系、地域政策系、情報系を選び、さらにその中から1～2の大学にお願いしてプレゼンテーションの機会を設けることとした。

もちろん、この分類や選ばれた分野のみによってすべての地域貢献に関する特徴が網羅できるわけではないが、この分類を出発点として、地域貢献の機能がもたらす価値、必要となる学術分野のネットワークの形、行政との連携のあり方等について、さらには地域から求められる人材像、例えば人材のスキルやコンピテンシーなどについても検討が可能となると考えられる。

第2章 公立大学の共通課題の整理・分析

本章では、第1章の表1-2で示した公立大学の共通課題の分類に即して、検討会議の意見交換の内容を整理・分析する。

1 共通課題の整理

検討会議では、公立大学の共通課題について有識者からの問題提起を踏まえ意見交換を行った。その内容について「政策課題」「教学課題」「経営（質保証）課題」の順に、各課題に関する政策の状況を概括した上で整理する。

(1) 政策課題

① 地方創生政策

(政策の状況)

平成26年度、「公立大学の力を活かした地域活性化研究会」¹⁹の報告²⁰を受けて、「地方大学を活用した雇用創出・若者定着の取組」が総務省と文部科学省の共同の政策として実現した²¹。公立大学との連携については「大学等の取組が文部科学省の補助事業に採択されたものであること」の条件を要しないことのほか、措置される特別交付税額の上限が倍額²²とされたなど、積極的な支援策がとられている。しかしながら、措置の条件となる「地方版総合戦略」への記載がある公立大学は19大学²³に留まるなど、自治体側の取組みはこれから、という状況である。

一方「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）」に基づき設置された「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」からは「中間報告（案）」²⁴が示されているので、注視が必要である。

(検討会議における意見交換)

地域への学生の定着に関しては公立大学に対して求められる水準は高い。大学側の努力だけで解決できる課題ではないという主張もあるが、地域の財源を投入している以上、どのように目標に取り組むかについては厳しく問われる。学生教育の充実と、卒業生を地域内に留めることの両立は悩ましい課題であり、全国一律の考え方で解決は難しい。

全国知事会も、国立大学の予算措置の充実については発言を行うが、自ら設置する公立大学に関しては必ずしも積極的な指針等を示していない。公立大学は、国立大学、私立大学以上に地方自治体に対し、主体的な提案を行っていかねばいけない。

② 地方自治体の高等教育政策

(政策の状況)

¹⁹ 総務省、文部科学省、全国公立大学設置団体協議会、公立大学協会と有識者により構成された。

²⁰ 「中間とりまとめ（平成26年12月）」総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000107.html

²¹ 文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/coc/_icsFiles/afieldfile/2015/04/17/1356659_03_1.pdf

²² 国立大学、私立大学の場合1,200万円の上限が、公立大学との連携の場合2,400万円となる。

²³ 平成28年度重点事項に関するアンケート（平成28年6月15日付 公大協62号）結果

²⁴ まち・ひと・しごと創生本部ホームページ参照

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/daigaku_yuushikishakaigi/h29-05-11-siryou1.pdf

公立大学の設置行政を担当することが、その名称により明らかな担当組織を持つ設置自治体は、秋田県、東京都、横浜市、名古屋市、兵庫県等となっており、徐々に増えつつあるものの、依然として少数となっている²⁵。また、公立大学協会が実施した調査²⁶によれば、設置自治体の作成する教育振興基本計画に公立大学の振興について記述がみられるものは全体の3割程度である。

こうした中で長野県は、平成28年4月に「信州高等教育支援センター」を設置し、高等教育振興の方向性を示すため「長野県高等教育振興基本方針」を策定した²⁷。この基本方針は、長野県における大学進学者の県外流出率の高さ、低水準の大学収容力、私立大学の定員割れを主な課題として捉え、県内大学の振興により県内進学者を拡大し、人材の定着をはかることを目指している。

(検討会議における意見交換)

公立大学の担当組織では、一般的に高等教育の専門性の蓄積を欠き、大学を取り巻く環境の急速な変化についての認識が十分ではない場合があるので、今後の政策課題の高度化への対応のためには、なんらかの対策が必要となるであろう。

また、教育委員会と公立大学の所管組織の連携はかならずしも十分ではない場合が多く、初等中等教育を含めた地域全体の教育力まで政策の視点は及んでいない。公立大学に附属学校を置くことには様々な議論もあるが、附属学校を活用して、公立大学が意欲のある教員を育て、地域の教育内容の質を高めるという考え方自体は不自然ではない。

③ 公立大学設置自治体の財政措置

(政策の状況)

公立大学が安定的に教育研究活動を行うためには、設置自治体による適切な財政措置を確保することが必要である。その財政措置を支えているのが公立大学に関する地方交付税措置である。

地方交付税については、現在「トップランナー方式」において、地方団体の行う業務の改革モデルとして公立大学運営が検討対象業務とされ、公立大学の単位費用の一部の縮減が図られようとしている。

(検討会議における意見交換)

厳しい地方財政を背景に、引き続き運営費交付金に効率化係数を設けている設置自治体も多い。国立大学を参考に措置された効率化係数が、公立大学にのみ残ってしまった形となっており²⁸、国の状況に関する設置自治体の理解を促す必要がある。

さらに、運営費交付金の措置状況は、組織拡充に伴い大幅に増額された大学もある一方で、40%近く削減された大学もあるなど、状況はきわめて多様である。もし、それらの削減が政策の妥当性の検証を踏まえずに行われることになれば、大学の自立的運営を損なうこととなる。

地方交付税の単位費用は、設置自治体の財政措置額の動向が反映される仕組みになっていることから、相互に削減のスパイラルが形成される恐れもある。公立大学には、財政措置の削減に伴って現場でどのような困難が生じているのかについて、説得力のある言葉とデータで明らかにすることが求められる。

²⁵ 全国公立大学設置団体協議会が提供する名簿を参照した。

²⁶ 「地方自治体の政策ビジョン実現のための公立大学の積極的活用に関する調査研究」文部科学省ホームページ参照 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1347638.htm

²⁷ 長野県ホームページ参照 <http://www.pref.nagano.lg.jp/shigaku-koto/koutou/kihonhousin.html>

²⁸ 国立大学では第3期の効率化係数は廃止となっている。

④ 大学間の連携・機能分担

(政策の状況)

先に示した、「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」の「中間報告(案)」の中では、大学改革・再編に関し、国公私の設置者を超えての機能分担を求める記述もなされている。

中央教育審議会への新たな諮問「我が国の高等教育に関する将来構想について」(平成 29 年 3 月 6 日)においても「国公私の設置者別の役割分担の在り方や国公私の設置者の枠を超えた連携・統合等の可能性」を念頭においた検討を求めるとしており、注視が必要である。

(検討会議における意見交換)

現在の大学間連携の事例としては、国立大学と公立大学が教養教育などで補完的に連携しているケースがみられる。そもそも地方国立大学と公立大学の間には相当程度の代替性があり、これまでの歴史的な経緯を踏まえても、国立と公立が相互に移管したり、連合したりしながら地域における高等教育を担うこともありうる。

道州制の議論は下火となったかに見えるが、経済団体の中でも、地方団体の中にも推進を求める動きは続いている。公立大学協会でも道州制の推進を念頭に、大学連合の基礎的研究に取り組んだ経緯があるが²⁹、こうした研究が今後も求められる可能性がある。

(2) 教学課題

① 高大接続改革

(政策の状況)

高大接続改革の新たな方針が、高大接続システム改革会議「最終報告」(平成 28 年 3 月 31 日)³⁰等に詳細に示され、これを受けた文部科学省の検討会³¹は「高大接続改革の進捗状況について」(平成 28 年 8 月 31 日)において検討の現状を報告し、平成 29 年 6 月には、「大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告通知」が発せられる予定である。

(検討会議における意見交換)

地域では、初等中等教育段階からの切れ目のない教育を考えることが課題とされている。特に地方によっては地域の小中高の学力低下という問題意識が強いところもあり、地域の教育全体の底上げという視点で、公立大学への期待も大きくなっている。

② 大学教育改革

(政策の状況)

周知のとおり近年の大学教育改革については、将来像答申³²、学士課程答申³³、質的転換答申³⁴といった主要な答申と、GP 事業と総称される改革補助金が、各大学の改革を誘導してきた。現在は、教育改革の方向性は高大接続改革の方針の中で示されている。内容としては、カリキュラム

²⁹ 「道州制と公立大学に関する基礎研究 ―九州・沖縄地区をモデルとして―」(平成 21 年 3 月)

³⁰ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/033/toushin/1369233.htm p.5-6

³¹ 文部科学省 高等教育局高大接続 PT

³² 我が国の高等教育の将来像(答申)平成 17 年 1 月 28 日 中央教育審議会

³³ 学士課程教育の構築に向けて(答申)平成 20 年 12 月 24 日 中央教育審議会

³⁴ 新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)平成 24 年 8 月 28 日 中央教育審議会

構成の見直し、学生の能動的な学修を重視した指導方法の導入、学生の学修時間増加に向けた指導、学修成果に係る評価の充実などが列挙されており、3つのポリシーによる取組みの重視や認証評価制度の見直し等が重要な課題として示されている。

(検討会議における意見交換)

文部科学省による GP 事業は、多くの公立大学で積極的に取り込まれ、採択の有無にかかわらず教育改革に一定の前進をもたらした。一方で、大学教育改革の進捗状況に関する文部科学省の調査³⁵は、ほとんどの指標が取組みの外形的な実施を問うものとなっているが、こうした指標を満たすこと自体を目的化しても改革は進展しない。

公立大学として主体的に改革を進めるためには、公立大学という機関の性格や目標を明確にしたうえで、それに沿ったインプット、プロセス、アウトプット、アウトカムに関する指標を作成することが効果的である。アウトカムの達成は目標として大切にしなければならないが、学習成果の測定は一般に困難であり、志願倍率といった既存の指標において教育内容の状況を把握することも有効である。

また、改革の成果の“見える化”に必要な各種のデータ整理については、公立大学協会として、何らかの取組み体制を整備すべきである。

さらに、規模の大きい大学では、教育改革のためのセンターを設置し、専任の教員を置くケースもあるが、小規模大学では改革に投入できる資源は限られている。地域の国公立大学のコンソーシアムは整備が進んでいるが、教育改革に果たす機能の状況は様々であり、課題によっては、公立大学協会を通じた公立大学連携による改革支援についても視野に入れる必要がある。

(3)経営(質保証)課題

① 公立大学のガバナンス改革

(政策の状況)

大学のガバナンス改革については、大学分科会の「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」³⁶を受けた学校教育法の改正により、副学長や教授会の役割の明確化が図られた。公立大学は全体として、法人化を契機としたガバナンス改革を先進的に進めてきた状況にあるが、一方で「審議まとめ」は公立大学特有のガバナンスの難しさを以下のように指摘している。

- 公立大学では、設置主体としての地方自治体（首長，議会）の意向が教学面に大きく働く傾向がある。
- 公立大学は、当該地域のニーズに応じて設立されたという経緯があるため、学部・研究科のみならず、大学そのものも自治体のイニシアティブの下で見直しが図られる場合も少なくない。
しかしながら、地域の学生を教育し、地域に役立つ研究を機動的に行う組織である公立大学が、安定的に教育研究活動を行うことは重要である。
- 大学の経営側も、これまでの強みを生かそうとする教学側の考え方を十分聞きながら、互いの理解と調和の下で、学長がリーダーシップを取りやすいよう支えていくことが必要である。

³⁵ 文部科学省大学振興課大学改革推進室 大学における教育内容等の改革状況について（平成 26 年度）
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/1380019.htm

³⁶ 「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）（平成 26 年 2 月 12 日）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1344348.htm

このように、公立大学では設置自治体の影響が大きいものの、先に述べたように、そこには高等教育に関する専門性を欠くことから、設置自治体と大学との間における情報の非対称性は大きくなりがちであり、この点をどのように克服するかが課題となる。

(検討会議における意見交換)

自治体の財政危機に伴う支援の縮小がある一方で「グローバル化」「イノベーション」「職業能力向上」「地方創生」といった課題では設置自治体からの期待が大きくなっている。確かに大学は、このような課題のみを追求するわけにはいかないが、こうした動きを追い風としながら、課題を乗り越えていく戦略が求められる。

こうした戦略にもとづく舵取りには、公立大学を熟知したマネジメント人材が必要となる。かつては公立大学の学長を国立大学、私立大学から招いていたケースが多かったが、平成 29 年度に新たに就任予定の学長 19 人のうち、自大学内からの就任が 16 人³⁷を占めるなど、状況に変化も見える。

公立大学のガバナンスでは、大学トップ層のみならず、各教員、自治体からの派遣職員、法人採用職員が共通認識を持って、設置自治体との信頼関係の構築に取り組むことが求められる。

② 職員に関する課題

(政策の状況)

大学職員の果たす役割については、各種の審議会答申でも順次強調されてきた。大学教育部会においても、高度化する大学業務を担う専門的職員の必要性が議論されると同時に、大学運営に関する大学全体での組織的な学習の重要性も指摘され、新たな定義による「SD」の義務化³⁸に結びついた。

(検討会議における意見交換)

法人化した公立大学では、独自に職員を採用することができるようになり、全体としては既に設置自治体からの派遣職員数を上回っているが、その育成に関する課題が大きくなっている³⁹。大学運営の課題の高度化、複雑化に対応した職員研修を行う必要がある。

③ 外部資金の獲得

(政策の状況)

平成 28 年の税制改正により、一定の要件⁴⁰を満たした公立大学法人への個人の寄附金（学生等に対する修学の支援のための事業に充てられるものに限る⁴¹）について、従来の所得控除に加え、税額控除が選択できるようになった⁴²。

³⁷ うち 9 人が副学長から学長となっている。

³⁸ 大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について（通知）27 文科高第 1186 号 平成 28 年 3 月 31 日 http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1369942.htm

³⁹ 公立大学の職員育成に関する検討会（平成 27 年 3 月）『公立大学職員育成の課題に関する公立大学協会の取組みについて（報告書）』

⁴⁰ 過去 5 年間における平均値として 3,000 円以上の寄附金（個人、法人問わない）が 100 件以上あること、寄附金収入金額が経常収入金額の 20%以上であることなど。

⁴¹ 寄附金は就学支援事業に充てることを目的とする基金に受け入れられ、他の経理と区分して整理されることが必要である。

⁴² 平成 28 年度に対象となった公立大学法人は、公立大学法人首都大学東京、公立大学法人名古屋市立大学、公

(検討会議における意見交換)

公立大学の厳しい財政事情を踏まえれば、今後は外部資金の獲得が経営にとって重要課題となる。公立大学でも競争的資金の獲得については努力を払ってきたが、今後は寄附税制も活用し、企業だけでなく個人からの寄付にも着目した「営業努力」が必要となる。

また、設置自治体の取組みとして“ふるさと納税”制度が活用されている大学⁴³もあるほか、いわゆる「周年事業」をきっかけに寄附を募り、大学 PR の好機として活用している大学もある。

地方独立行政法人法上の「他業の禁止」など、公立大学法人の事業にはまだまだ制約が多いが、知的財産の活用の専門部署を設けて取組みを進めている首都大学東京のような先進例もあることから、公立大学の特性を踏まえた取組みの在り方を研究する必要がある。

④ 教育の質保証と評価

(政策の状況)

公立大学は二つの評価に取り組んでいる。一つは、平成 3 年の大学設置基準の大綱化をきっかけに順次制度化されてきた自己点検・評価及び認証評価であり、いま一つは、自治体の行政評価や独立行政法人制度に起源をもつ、公立大学法人評価⁴⁴である。

これら二つの評価は、平成 16 年に制度として完成し、10 年以上の取組みを経て、近く制度改革が行われようとしている。認証評価については、平成 30 年度からいわゆる細目省令⁴⁵の改正により評価の充実が求められる。また、地方独立行政法人法の改正が、平成 29 年度中に予定されており、施行年度は現在のところ明らかではないが、中期目標期間の中間評価が導入されるなど、制度改革が図られようとしている。

(検討会議における意見交換)

認証評価制度では各大学が評価機関を自由に選択することになっているが、現実には設置形態別に認証評価機関の棲み分けがなされている⁴⁶。ほとんどの公立大学は、国立大学を中心に評価する「大学改革支援・学位授与機構」と私立大学を中心に評価を行う「大学基準協会」のいずれかを選択してきたが、公立大学特有の課題についての評価機関側の理解不足が課題となってきた。

また、法人評価は個々の法人設立団体に置かれた地方独立行政法人評価委員会が行うが、その委員の構成、評価方法等の状況は多様である⁴⁷。多様性は、本来、様々な試行錯誤を踏まえた進化をもたらすが、公立大学はまだまだ連携的な取組みが弱く、こうした多様性を活かしていないとの指摘もあった。公立大学間の水平的な連携で、相互支援の仕組みを作ることが必要となるだろう⁴⁸。

立大学法人大阪府立大学、公立大学法人新見公立大学の 4 法人である。

⁴³ 都留文科大学、大阪府立大学、大阪市立大学、兵庫県立大学等で活用事例がある。

⁴⁴ 法人化されていない公立大学については、地方自治体の行政評価、事務事業評価が相当する。

⁴⁵ 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 (平成 16 年 3 月 12 日文科科学省令第 7 号)

⁴⁶ 羽田貴史 (2009) 「日本における評価制度の現実 1. 日本の認証評価—その起源と機能」『高等教育質保証の国際比較』東信堂 p.75

⁴⁷ 公立大学協会が文部科学省の委託により実施した「公立大学法人評価に関する調査研究」が参照できる。文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1357541.htm

⁴⁸ 公立大学協会では、公立大学改革支援・評価研究センターにより新たな評価の考え方に関する議論が行われているが、これまでのボランティアな組織による事業の実施には限界がある。

2 課題の分析

以上の検討会議の意見交換を踏まえ、国の高等教育政策の課題、設置自治体の公立大学政策の課題、公立大学のマネジメントの課題の順に、垂直的な政策レベルで概括する。

(1) 国の高等教育政策の課題

公立大学の設置の経緯を振り返れば、昭和の末期から平成13年ごろにかけ、積極的な財政支援策を伴った国土政策や保健福祉政策の誘導を受けてきたが、それらの国の政策が今日まで継続しているわけではない。さらには、いわゆる三位一体の改革により、公立大学に対する補助金についても、地方団体への他の補助金と同様に全廃され、公立大学を対象とした高等教育政策ツールは失われている。国としては、地方財政措置を通じて設置自治体の公立大学運営を支えていることとなる。

こうした状況の中で、今後、国全体で議論される高等教育の将来構想が、公立大学になんらかの提案を示した場合、必要となる財源をどのように確保していくかが課題となる。

(2) 設置自治体の公立大学政策の課題

現在の国の文教政策は、多様なアクターの影響を受ける状況にあると言われているが⁴⁹、設置自治体の大学政策も、地方創生政策の展開等を通じて、地域の国公立大学全体を包括する政策へと拡大する方向性も示されており、それに関与するアクターとしては国立大学の役割がクローズアップされがちである。

検討会議では、公立大学がこのように拡大した政策フィールドで存在感を高めるためには、例えば大学の地域連携の実態を調査・分析し、設置自治体の行う大学政策に対し先導的な提案を行うような取組みが求められると指摘があった。

設置自治体の公立大学政策は、前年度の実績に基づく漸変主義が基本となっているが、今後は高等教育政策全体の動向を踏まえた積極的な政策判断が必要となる場面も想定される。様々な情報を集めて行われなければならない政策判断には当然コストが伴うこととなり、公立大学政策に関するなんらかの参照基準が必要となることも考えられる。

(3) 公立大学のマネジメントの課題

公立大学のマネジメントの課題については、職員の能力育成の課題のほか、外部資金の獲得、評価に伴う課題等が主要課題として取り上げられた。ガバナンス改革については、公立大学は法人化等を通じて積極的に取組みを進めてきたものの、国からは様々な改革メニューが網羅的に提案されている。一方で、中小規模の公立大学において、これらの提案を逐一実行することは難しい。公立大学のマネジメントについては、国の改革方針、地方自治体政策の双方に目配りをしながら、独自の判断で進めていかなければならない。

こうした中で、今後公立大学のマネジメントの中核を担う職員育成の課題については、比較的規模の大きな大学でも、中長期的視点に立った対応において必ずしも十分であるとは言えない。

⁴⁹ 小川正人（2010）『教育改革のゆくえ』ちくま新書 p.13 の指摘によれば、小泉改革以降の高等教育政策は、教育業界内部の「小政治」によって調整されていた局面から、教育業界と非教育業界（内閣・経済界）間の対立・調整によって行われる「大政治」が担う状況に大きく変化した。

様々な能力は、実際の職務を通して事後的に形成されるとの考え方をもとに、環境変化に応じた改革の取組みを進める中で、大学自体の組織学習を進展させ、結果的に職員の能力の育成に結びつけるといった発想も必要となろう。

以上、3つの政策レベルそれぞれに課題を提示したが、それぞれの課題が直線的に結びつかないという点が公立大学の政策分析の難しいところである。

こうした複雑な課題に関して分析を行うためには、高等教育に関する学術研究の活用が必要となるが、公立大学に関する論考は相対的に少ない上に、日本の高等教育における政策研究は改革と課題を説くような規範的な研究が多いとの指摘もある⁵⁰。今後は、組織論等を援用した理論的研究と、「学長の悩み」に向き合うような実践的研究を行き来しながら、公立大学に関する研究が多面的に行われることが期待される。

⁵⁰ 橋本鉦市 (2014) 『高等教育の政策過程』 玉川大学出版部 pp.37-45

第3章 公立大学の分野別課題の整理・分析

第3章では、第1章の表1-3の分類に従って選んだ大学からの事例報告について整理・分析する。

1 分野別課題の整理

検討会議では、第2回から第4回まで3回に亘り看護系学部、情報系学部、芸術系学部、地域政策系学部を持つ大学による事例報告の機会を設けた。この4分野をもって公立大学のすべての課題を網羅できるわけではないが、地域貢献についての機能の違いにも焦点をあてながら、課題を整理する⁵¹。

(1) 看護系学部(青森県立保健大学、大分県立看護科学大学)

(看護系大学の状況と課題)

現在、ほとんどの都道府県に公立大学の看護系の課程が設置されている。国公立大学全体でも、看護系を有する大学は248(入学定員2万人)に達しており、平成3年度の11大学(入学定員558人)から大幅に増加する中で、看護教育の質保証が課題となっている。

看護系学部の課題を考える場としては、国公立大学で構成する日本看護系大学協議会があるが、公立大学特有の課題については、公立大学協会看護・保健医療部会において議論されている。最近の主要課題は、「コアとなる看護実践能力と卒業時到達目標の策定」(平成23年)⁵²を基に「モデル・コア・カリキュラムの策定」が進められている⁵³ことのほか、特に「看護学分野別評価」が喫緊のテーマとなっている。

(カリキュラム上の課題)

看護実践能力に関しては、地域包括ケア⁵⁴を背景として「地域の特性と健康課題を査定する能力」「地域ケアの構築と看護機能の充実を図る能力」等が重視されている。一方、大学教育としての看護学教育のコアカリキュラムにおいては、学士力や3つのポリシーで示される大学独自の獲得すべき能力の組み込み方が課題となっている。

さらに、保健医療福祉サービスのパラダイムシフト(地域包括ケア)が展開する中では、保健医療2035提言書(厚労省)における「入院患者から地域に住まう人へ」あるいは「ケアからケアへ」といった課題の変化が急速に進展しており、看護系の大学教員が不足している中、新たなカリキュラムを作る資質を持った教員の確保が課題となっている。

(政策課題への着目)

公立大学としては、地域が抱える保健医療福祉の課題に対応する教育が行われているのか、政

⁵¹ 以下の整理では、各大学から発表があった事項のみでなく、関連の文献にあたりながら付加的に整理した部分もある。

⁵² 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会(平成23年3月)

⁵³ 「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会(平成28年度～)」

⁵⁴ 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(医療看護総合確保推進法 平成26年)により、「住んでいるところを中心に、医療も保健も福祉も、その住まう人をどうやってサポートするか」という考え方

策動向を踏まえながら振り返る必要があるが、それだけでなく、自治体の保健医療福祉政策に対し働きかけを行い、医学部だけでなく、看護系、保健系の大学へ着目させる努力が必要となっている。まだまだ行政と公立大学の課題把握の状況には隔たりがある。

また、地域の健康・命を守るという活動は、地域にとってなくてはならない活動であり、公立大学としては、国立大学、私立大学とも連携して、地域の看護系大学の機能全体に目配りを行う必要がある。

(看護師の地元定着)

このような政策課題の中でも、新卒看護職の地域内への就職率の向上への期待が大きくなっている。この期待に応えるためには、県内就職者となりやすい県内出身の入学生を増やすことが有効とされている。一方で、特に、地域の就職先に関しては大学の取組みには限界がある。例えば、勤務条件も整備されている大規模病院は退職する職員が少なく、人材の流動性が低い。経験を積んだ看護師が他の病院に管理職等で異動するなど、人材の流動性を高める工夫が必要となる。

さらに、域内での起業を促すために他大学の工学部や地域の団体等と連携し、看護を通じたモノづくりにも踏み込んで取り組む事例（大分県立看護科学大学）も生まれてきており、成果をあげつつある。

(人材の資質向上)

地域の看護人材の質向上については、大学院の役割が重要である。保健師や助産師の修士課程修了者は、県の地域の保健福祉政策を担うことのできる人材となる。また、地域の期待に応えるためには、指定規則に地域看護学を定め、地域の保健福祉政策の課題に即した研究を行うことで地域政策への還元が求められる。

一方で、現時点では研究・社会貢献を推進できる教員はまだまだ限られている。地域の看護人材の資質向上の重要性をしっかりと認識するための、教職員の意識改革が必要であるが、個別の大学の取組みでは限界があり、なんらかの共通化の工夫も求められる。

(自治体政策との協力)

修士課程での保健師養成課程では学生を自治体や保健所等に数多く派遣し、これまでの行政現場に欠けていた「エビデンスを基に考える活動」を伝えていくことで、大学への理解者を増やしている。また、特に看護人材の「学び直し」については期待が大きく、例えば、教職大学院と教育委員会の関係と同様に、大学院と県の保健福祉部とが連携した人材育成の仕組みの構築が有効と考えられる。

自治体の政策に従って設置された大学というメリットを活用できる余地がまだまだあるはずであり、設置自治体職員の協力も得て、自治体の保健福祉政策へのかかわり方について「ノウハウ」を身に付け、地域貢献についても見せ方を工夫する必要がある。

その他、公立大学協会の看護・保健医療部会では、分野別評価、認証評価、法人評価など様々な評価への対応に関して、何らかの対策が必要であると議論されている。

(2)情報系学部(公立はこだて未来大学)

(工学系、情報系の公立大学)

公立大学の情報系学部には、地域の産業振興を目的として設置されたものが少なくない。公立大学は、地域に密着した教育研究を行いやすい環境にある。

公立大学の工学系でみると学生数は平成元年には 5,996 人であったのが、平成 28 年度には 18,552 人と 3 倍以上に増えている。

情報系に特化した学部では、公立はこだて未来大学システム情報科学部(2000)⁵⁵、岩手県立大学ソフトウェア情報学部(1998)、会津大学コンピュータ理工学部(1993)、愛知県立大学情報科学部(1998)、岡山県立大学情報工学部(1993)、広島市立大学情報科学部(1994)、高知工科大学情報学群(2009)、長崎県立大学情報システム学部(2016)等がある。

(教育の特徴)

公立はこだて未来大学では、入学を大きくくり化し、1 年次では学科配属がなく全員がシステム情報科学部所属として学んでいることから、学生の専門への関心の発達に沿った学びが可能となっている。その後、2 年次でコース分属し、4 年次で卒業研究を行うこととしている。

教育上の特徴としては、小規模大学の利点を生かし、学生 10~15 人がチームを組んで担う「プロジェクト学習」を 3 年次の必修科目として設けていることが挙げられる。地域課題に関するプロジェクトを教員が発案し、教員のプレゼンテーションを踏まえて学生はいずれかのプロジェクトを選んで参加し、自治体、教育機関、企業、民間、NPO 等と調整しながら調査等を行い、地域とのかかわりの中で学んでいる。

プロジェクト学習は、教員の FD 活動としても機能している。異なる分野の教員が協力してプロジェクトを運営することを可能とするカルチャーが醸成され、積極的に地域に出てテーマを求めるといったメンタリティーも培われた。学生も、自発的に学ぶ姿勢を身に付け、函館という地域に関する理解を深めている。毎年度末に東京・秋葉原で行う企業交流会も兼ねた成果発表会は、学生の目標となり、参加した企業関係者の評判も高い。

(研究と地域貢献)

研究については「函館で成功した事例は、世界中、日本中どこでも応用できる」との考えで展開され、函館で生まれ検証された AI 技術を、他の地域でも援用可能な技術として発信している。一方で、人材を育成しても、函館圏には就職先となる情報系の企業が少ないことから、若者定着に直接的に結びつきにくい。入学生は 6 割強が北海道出身者だが、卒業生全体の 6 割強が首都圏へと流出する現実がある。

産業構造が資本集約型産業から変化していく中で、地域に根付き自立して生活していくための「起業」が今後の一つの方向性として考えられる。新しい産学連携の仕組みづくりのために、「未来 AI 研究センター」を設置したところ、共同研究の要望が多く寄せられている。

函館の地から、世界の研究の潮流を読み、臨機応変に組織や制度の枠組みを再整備することが重要と考えられる。

⁵⁵ () 内の数値は開設年

(3) 芸術系学部(金沢美術工芸大学)

(公立の芸術系大学・学部)

公立大学の芸術系学部は平成 28 年度現在、15 大学（入学定員 1,909 人⁵⁶）に設置されている。それぞれ、地域の芸術文化の価値を高め、専門性に秀でた人材を輩出するために、全国から幅広く学生を集めている。

(地域とのかかわり)

金沢美術工芸大学は、「加賀 400 年の蓄積」を礎にした教育研究活動を展開しており、地元を集積されている伝統文化を後世に伝えるために、平成 21 年度には金沢市と共同で実施した「平成の百工比照」において、全国の伝統工芸に関する資料を収集した。一方で、近年はゲームやアニメなどサブカルチャーへもウイングを広げた卒業生の活躍が見られる。

地域連携のために社会連携センターを設置し、研究成果を毎年報告書にまとめている。地域連携部門、知財管理部門、産学連携部門を置いているが、活動量に比して十分なスタッフ体制は組んでいないのが悩みとなっている。

一方で、開発した商品・サービス数の学生 1,000 人あたりのランキングで日本一となるなど、全国的に幅広く産学連携が行われている状況が明らかになっている。

(地元への定着)

雇用創出・若者定着については、「地元企業とのインターンシップ」「ものづくりの技術・デザイン等の産業分野への応用」「作家・デザイナー、地元企業等とのネットワークづくり」「健康・福祉・医療分野との連携」において、設置自治体である金沢市と協定を締結し、地方創生政策を積極的に活用している。

さらに、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを契機として、自然と一体化したアートの新しい価値を広めるとともに、その活動を教育と関連づける方法を模索している。芸術系、工芸系では教育研究成果を産学連携に応用する取組みは進んでいるが、若者定着・雇用創出の取組みについても自治体の支援を得て、推進する可能性を持っている。

(教育研究の課題)

社会構造の変化に伴い、新しい価値が生まれ、教育の価値や労働の価値が様々に変化するとともに、アートのあり方も変化している。例えば美術館の中にアートがあるだけでなく、地域と一体となって自然の中でアートを見せる、そうした活動が一方で展開されている。さらには、モノを作ることから「コト」を作る、いわゆるサービス・デザインと言われるものが、展開しつつあり、研究も進みつつある。

アートによって育成される人材像、あるいはそうした人材に期待される能力観が変化しており、こうした変化を教育にどう取り込んでいくかが、今後の課題となる。

⁵⁶ 学部定員の合計（大学院大学を除く）

(4)地域政策系学部(高崎経済大学)

(地域を標榜する公立大学の学部)

公立大学の学部(学域)で「地域」を名称に含むものは7学部(入学定員1,455人⁵⁷)あるが、その嚆矢である高崎経済大学地域政策学部には、地域政策学科(1996年・150人)に加え、地域づくり学科(2003年・150人)、観光政策学科(2006年・120人)が順次開設された。

(地域貢献に関する視角)

地域貢献を「全国の地域から学生を入学させ、卒業後は地元地域に返すこと」と積極的に解釈し、全都道府県から入学を受け入れており、その6割が地元に戻る。一方で、設置自治体からの「地元就職者の増大」「市内企業との連携」「地元へ貢献する活動」の要望に対しては、大学の組織的活動、教員の活動、学生の自主的な活動と多岐に亘る活動を通じて取り組んでいる。

学部教育を通じた活動としては、ゼミ活動の一環としての地域活動のほか、高崎市職員による政策課題に関する講義、地元企業による寄附講座などがあげられる。また、研究資源を活かした地域貢献として、高崎市が抱える地域課題解決に向けた調査研究事業を創設している。

(最新の研究成果)

附属研究所における地域研究も盛んである。「地域科学研究所」は、同大学に長く設置されていた「産業研究所」と「地域政策研究センター」が2年前に統合して生まれた。これらの研究所の成果は、45冊の書籍として出版されているが、今回、地方創生、持続的な社会づくりに関する課題研究の成果が『地方製造業の展開 高崎ものづくり再発見』⁵⁸としてまとめられた。高崎で長年事業を展開してきた「ものづくり中小企業」に関する実証的な報告となっており、多くの関係者が活用できるものとなっている。

所収されている研究のそれぞれが、高崎市に本社を構える中小の製造業が環境変化にどのように対応し、ものづくり産業を発展させてきたかを明らかにしている。一つの研究では、世界的な視野を持ったモノづくり人材の育成を高崎経済大学附属高校のSGH⁵⁹において行っている事例が、中小企業の行う地域貢献の事例として紹介されている。

(地域貢献の体系化)

こうした附置研究所の研究成果や、それぞれの教員のアカデミックな研究の発展を踏まえて、全国の「地域」に対する貢献が、高崎市への貢献に何をもちたらすのか、今後、体系的に明らかにすることが求められる⁶⁰。

さらに、ここ数年で国立大学に「地域」を学部名に関した学部等が開設されているが、それらの学部と高崎経済大学の取組みがどのような点で共通性があり、どのような点で異なるのか明らかにできれば、大学間の連携や地元自治体政策との連携において理論的にもリーダーシップを発揮していくことが可能となると考えられる。

⁵⁷ 高崎経済大学地域政策学部、新潟県立大学国際地域学部、福知山公立大学地域経営学部、奈良県立大学地域創造学部、大阪府立大学地域保健学域、北九州市立大学地域創生学群、長崎県立大学地域創造学部

⁵⁸ 高崎経済大学地域科学研究所編(2017)『地方製造業の展開 高崎ものづくり再発見』日本経済評論社

⁵⁹ スーパーグローバルハイスクール 文部科学省HP参照 http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/sgh/

⁶⁰ 一例として矢野眞和(2005)『大学改革の海図』pp.188-200

2 課題の分析

ここでは、第1章で表1-3に整理した公立大学の地域貢献の分類に従って事例の分析を試みる。

(1) 地域貢献の機能と必要となる連携

第1章では、地域貢献の機能を分析するためには、それぞれの地域貢献の機能や、その貢献プログラムがもたらす価値だけでなく、そこに必要となる学術分野のネットワークの形、行政との連携のあり方等を参照していく必要があることを指摘した。これらについて、各大学のプレゼンテーションを踏まえて整理を試みた結果を表3-1に示す。

表 3-1 公立大学の地域貢献の機能と必要となる連携

類型	得意分野の例	1 地域貢献の機能	2 必要な学術的連携	3 行政との連携
地域のいのちを守る Assure 型貢献	医歯薬系 看護医療系 福祉系、栄養系	地域の命を守るための safety net を強くする	国公私立大学が、あらゆる手段を尽くして連携する	公立大学は地域の保健・医療政策にリーダーシップを発揮する
地域の可能性を開発する Develop 型貢献	情報系 理工学系 国際系	これまで存在しなかった新たな価値を創造し、地域を開発する	世界の研究を取り込み、地域から世界に成果を発信する	研究分野ごとに行政の様々な分野と緻密な連携を図る
地域の財産を発展させる Enhance 型貢献	芸術系 人文系 農学系	地域が強みとする財産・価値を育て、飛躍させる	他分野との連携で研究の価値を相互に高める	行政と二人三脚で「まち」の価値を向上させる
地域の価値をつなげる Link 型貢献	地域政策系 環境系 社会科学系	地域内、地域間をつなぎ、地方創生、持続可能な社会をつくる	諸科学をつなぎ、動員する理論的リーダーシップをとる	全国の行政機関と連携、地域課題解決をテーマにネットワークを構築する

表の左側の網掛けの欄には、前述した表1-3で分類した地域貢献の「機能」と、それに関連する学問分野を例示した。

もちろんこれらの例示は十分なものではない。例えば、国際系の学部は地域の可能性を世界との情報交換を通じて開発するものとして第2列目（Develop）に示しているが、それだけでなく、地域の財産を世界に発信し発展させる可能性も持っている点では第3列目（Enhance）に示すこともでき、持続可能な社会に向けて世界の様々な地域とのつながりを作り出す期待もあることを考えると第4列目（Link）にも深い関係がある。

表3-1の第1項目には地域貢献の機能、第2項目にはこの機能を具体化するために必要となる学術的連携の形、さらに第3項目として行政との連携の形について、報告書の作成者において考えられる内容を試みとして記入している。

(2) 地域貢献における教員・学生の課題

さらに、人材育成を通じた地域貢献という側面からは、地域から求められる人材像に従って、教育目標や、輩出されるべき人材のスキル、コンピテンシーについても検討されなければならない

い。地域貢献を行う際に考慮すべき、教員の課題、学生の地域定着の課題、必要となるコンピテンシーについて同じく報告書の作成者において記入を試み、表 3-2 に示した。

表 3-2 公立大学の地域貢献における教員・学生の課題

類型	得意分野の例	1 教員の課題	2 学生の地域定着の課題	3 必要なコンピテンシー
地域のいのちを守る Assure 型貢献	医歯薬系 看護医療系 福祉系、栄養系	教員確保の困難や、地域貢献推進力を高め、研究を生かす	就職先の魅力の勝負になる	高い倫理性が求められる人間力
地域の可能性を開発する Develop 型貢献	情報系 理工学系 国際系	世界的な視点で行われる研究を地域で実践するための意識改革	現状では、地元就職は非常に少ない	専門性が強く求められ、創造性
地域の財産を発展させる Enhance 型貢献	芸術系 人文系 農学系	歴史や伝統を継承するための専門性を地域につなげる視点が必要	専門家として極めて付加価値の高い学生を輩出、就職	専門的なコンピテンシーを、普遍的なコンピテンシーにつなげる発想
地域の価値をつなげる Link 型貢献	地域政策系 環境系 社会科学系	具体的な貢献プログラムの企画と共に、アカデミックな研究が必要	全国のすべての地域に人材を還元	コミュニケーション能力、企画能力

以上、大学の地域貢献についての 4 つの機能類型に従って、いわば水平的に分析を試みた。これを一歩進めて、例えば表 3-3 のような枠組みをつくり、それぞれの大学の経験に即した分析を行うことができれば、共通の枠組みによる比較に基づく形で、公立大学の地域貢献の優位性や課題を明らかにすることも可能となる。

表 3-3 ●●大学の地域貢献における機能分析

類型	特色ある機能	優位性	課題
地域のいのちを守る Assure 型貢献	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○
地域の可能性を開発する Develop 型貢献	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○		○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○
地域の財産を発展させる Enhance 型貢献			
地域の価値をつなげる Link 型貢献	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	

第4章 今後の議論の方向性と可能性

第2章と第3章において、4回に亘る検討会議の検討内容に関し整理・分析を行ってきた。「はじめに」で述べた通り、限られた意見交換をもとに「公立大学の在り方」に関する課題のすべてに亘り整理を行うことは難しいとの判断から、この整理・分析をもって検討会の基本的な報告としたい。

一方で、平成29年度に入り、国の審議会等の新たな資料も順次公表されていることから、第4章では、「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」と「私立大学等の振興に関する検討会議」から示唆を得たうえで、今後進められる「我が国の高等教育に関する将来構想について」の審議に備える形で公立大学の将来構想に向けての議論の方向性と可能性を示し、今後の検討による批判を仰ぐこととしたい。

1 「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」から得られる方向性

第2章でも触れたが、「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」の「中間報告(案)」が第6回会議(5月11日)において示されている。地方大学が多い公立大学にとって参考になる論点があることから、今後の議論の方向性を考える示唆としたい。

(1) 地方自治体への伴走

「中間報告(案)」は、地方創生に本気で取り組む地方自治体の姿勢が重要であることを強調し、取り組みの成果は、地域の行政トップが産官学を引っ張る本気度、推進力にかかっていると述べている。一方で、地域における大学の役割・位置づけが不明確で、地方自治体と国立大学との間でコミュニケーションが十分に取られていないとも指摘している。

公立大学は自治体との対話の機会が多く、大学職員も地方自治体の職員が約半数を占めており、地方課題に対する認識も深く、地域における自治体と大学全体の結節点になり得る。このことを積極的に考える必要がある。

地方創生の取り組みには、全国一律ではなく、地域の状況に即したプロジェクトをつくり、地域が一丸となって取り組むことが必要であるとされる。公立大学には地方自治体に伴走しながら、自治体のリーダーシップを支えていくことが求められる。

(2) 公立大学生の交流の推進

「中間報告(案)」は、東京で学んだ学生が地方に定着するような人的好循環を作るには、地域以外の多様な価値観を持つ人々の知恵や、地域外の様々な知恵を身につけて地域に戻ってくる人材の活動が必要であると指摘している。

これについては、学生をただ地域内に留めるのではなく、例えば公立大学が相互連携することにより、地方で学生を育て、地域に送り出す仕組みを構築することに可能性が見いだせる。公立大学協会は、例年「公立大学学生大会(LINK topos)」を開催し、公立大学生の地域活動の経験交流を深めるとともに、国内留学制度の可能性についても論じてきた。都市から地方へ、あるいは地方から地方へ、多様な学生の流れを、都市部の公立大学と地方の公立大学の連携により作り出すことができると考えているからである。

2 「私立大学等の振興に関する検討会議」から得られる方向性

この間、文部科学省で進められてきた「私立大学等の振興に関する検討会議」⁶¹では、「議論のまとめ（案）」がまとめられつつある。大学としての社会的責任を果たすための方策については、公立大学にとっても参考になる論点があるので、今後の議論の方向性を考える示唆としたい。

(1) 公立大学設置政策への支援

「議論のまとめ（案）」では、私立大学が社会的な支援を受けるためには、それにふさわしい運営の適正と透明性を確保する「攻めのガバナンス」が必要、とされている。公立大学においても、地域の活性化、教育力の強化のために公立大学が設置されることの妥当性について、積極的に示していく必要がある。

また「議論のまとめ（案）」は、私立大学における取組の方向性を以下のように示している。

また、法令の規定によるものだけではなく、上場企業における「コーポレートガバナンス・コード」のように、私学団体や文部科学省等が協力して、社会的責任を果たすための望ましいガバナンスの在り方のガイドラインや留意すべき点等を示し、各学校法人における自主的な取組を促進することもきわめて有効であると考えられる。(p.7)

これを敷衍すれば、公立大学の設置政策に関するなんらかのガイドラインを公立大学と設置自治体が共同して作成し、最終判断は各設置自治体に委ねつつも、その自主的な取組を促進することが、公立大学設置政策の信頼性の向上と効率化をもたらすと考えることができる。

(2) 公立大学マネジメントへの支援

さらに「議論のまとめ（案）」は、私立大学に対する共通の支援策について以下のように示している。

また、私学事業団においては、学校法人の理事長・学長等を対象に、経営面・教学面の知識を深め、経営情報や問題意識を共有化し、改革に向けた意欲形成を図る「私学リーダーズセミナー」の開催、学校経営の中核を担う若手職員を対象とした「私学スタッフセミナー」の開催、私学経営に関する専門知識を有する弁護士・公認会計士等の人材を登録し、学校法人からの求めに応じて活用できるようにする「専門家人材バンク」、経営分析・経営基盤強化・戦略的連携・自主的な撤退等に資する「私立学校運営の手引き」等の作成を行ってきた。(pp.9-10)

同様の体制は、国立大学については、大学改革支援・学位授与機構⁶²が組織的にその支援にあたっている。公立大学にこのような支援機関を欠くことは以前から指摘されているが、対策の見通しはついていないことから、例えば公立大学の設置自治体と公立大学が連携することにより実現を図る方策等を、今後の検討課題とすることが望ましい。

⁶¹ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/073/index.htm

⁶² <http://www.niad.ac.jp/>

3 今後の議論の可能性(高等教育の将来構想を念頭に)

近く、「我が国の高等教育に関する将来構想について(諮問)」についての審議が、大学分科会の将来構想部会で開始される。諮問では、「分野別・産業別の人材育成の需要の状況を十分に考慮するとともに、国公立の役割分担の在り方や設置者の枠を超えた連携・統合等の可能性なども念頭に検討」とされていることから、公立大学の将来構想に向けての検討にあたっては、この諮問に対する審議の進捗を注視する必要がある。

ただし、公立大学に関する新たな政策については、国の高等教育政策の将来構想に示されるだけで実現に至るとは考えにくい。地方創生等の国の政策全体の流れや、地方自治体の政策の流れとどのように合流させられるのかが問われる。

(1)公立大学設置政策に関する何らかの体系の構築

過去四半世紀の間、公立大学がおおむね「成長局面」「安定局面」にあったとすれば、公立大学の課題は、それぞれの地域の事情に応じて解決が図られることで十分と考えられてきたとしても不思議ではない。

一方、今後の状況の変化の中で、公立大学がどのような局面に遭遇するのかについては、必ずしも明らかではない。例えば、数を増し続ける公立大学に関する議論が、公立大学の存在意義そのものを問う議論を招き寄せる可能性も否定できない。また、地方創生政策は公立大学の存在感を高めると同時に、公立大学の機能の多元化を要請する圧力としても働いており、本来の教育研究を通じた地域貢献と別次元の取組みが求められることも考えられる。

こうした局面においては、それぞれの地域の事情も踏まえた上で、公立大学設置政策に関する何らかの理論体系の構築が必要となると考えられる。

(2)公立大学の支援機能の構築

公立大学設置政策に関する何らかの体系を構築するためには、理論的な研究や、データに基づいた実証的な研究に関する組織的な取り組みが必要となる。

現在、公立大学の評価に関する研究が公立大学協会の内部組織である「公立大学改革支援・評価研究センター」で進められており、新たな認証評価の構想も行われているが、会員校からの要望も踏まえた上で、こうした構想を確実に実現し、公立大学の支援機能を持つ機関を構築することが重要である。

さらに、この機関には認証評価の機能のほか、法人評価における教育研究評価の機能、設置団体政策評価、公立大学マネジメントの支援機能等を多面的に付与することが考えられる。それぞれの機能を分散させるよりも、一体化して効率的に運用する方が、改革資源が希少な公立大学にとって有効と考えられるからである。

おわりに

本文中には触れなかったが、検討会議では「公立大学は様々な経緯から、たまたま地方自治体が設置することとなったと捉える方が現実的であり、その大学を地域の特性に即してどのように活用していくか、当事者間で前向きに考えることが大事」との指摘があった。この指摘は第1章で触れた、かつての公立大学に対する消極的ニッチ論に通ずるともいえるが、ここではより積極的な指摘として受け止めたい。

進化論的に言えば、生命は主体的制御によって自身が生きることのできる環境を作り上げること、すなわちニッチ構成を行いながら進化している。公立大学も環境変化に即して新たなニッチをつくりながら進化しているのであれば、今後進められる高等教育の将来構想の議論の中では、ニッチ構成の戦略という視点も欠かせない。

こうした文脈で考えれば、第3章で整理した地域貢献の特徴の類型化には「ニッチ戦略の分析」という意味も加わる。さらに表3-1の順序を入れ替えると、英語表記の頭文字により“LEAD”という言葉が生まれる（表5-1）。

本報告は、公立大学の将来構想に向けての議論を行うための方向性と可能性の一端を示したものにすぎないが、「時代をLEADする公立大学」を問うための出発点となる資料としたい。

表 5-1 時代をLEADする公立大学の多様な機能

時代をLEADする公立大学の多様な機能

	機能	得意分野	機能内容
L	LINK 地域の価値をつなげる	地域政策系 環境系 社会科学系	地域内、地域間にある価値・知恵をつなぎ、地方創生、持続可能な社会をつくる
E	ENHANCE 地域の財産を発展させる	芸術系 人文系 農学系	地域が強みとする財産・価値を育て、飛躍させる
A	ASSURE 地域のいのちを守る	医歯薬系 看護医療系 福祉系、栄養系	地域の命を守るための safety net を強くする
D	DEVELOP 地域の可能性を開発する	情報系 理工学系 国際系	これまで存在しなかった新たな価値を創造し、地域を開発する

公立大学に関するデータ集

表

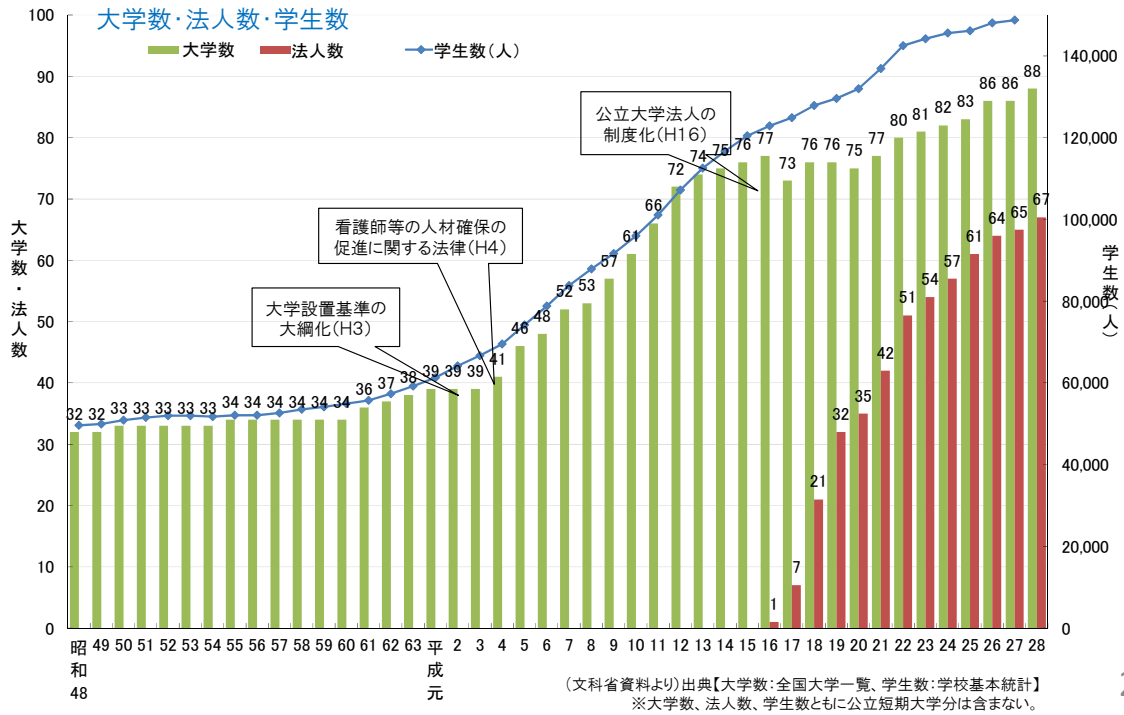
目

- 1 公立大学の設置
- 2 財政、経営環境
- 3 学生の教育環境(教員、職員、学生数)
- 4 学生の経済状況
- 5 入学者、就職者

1

1 公立大学の設置

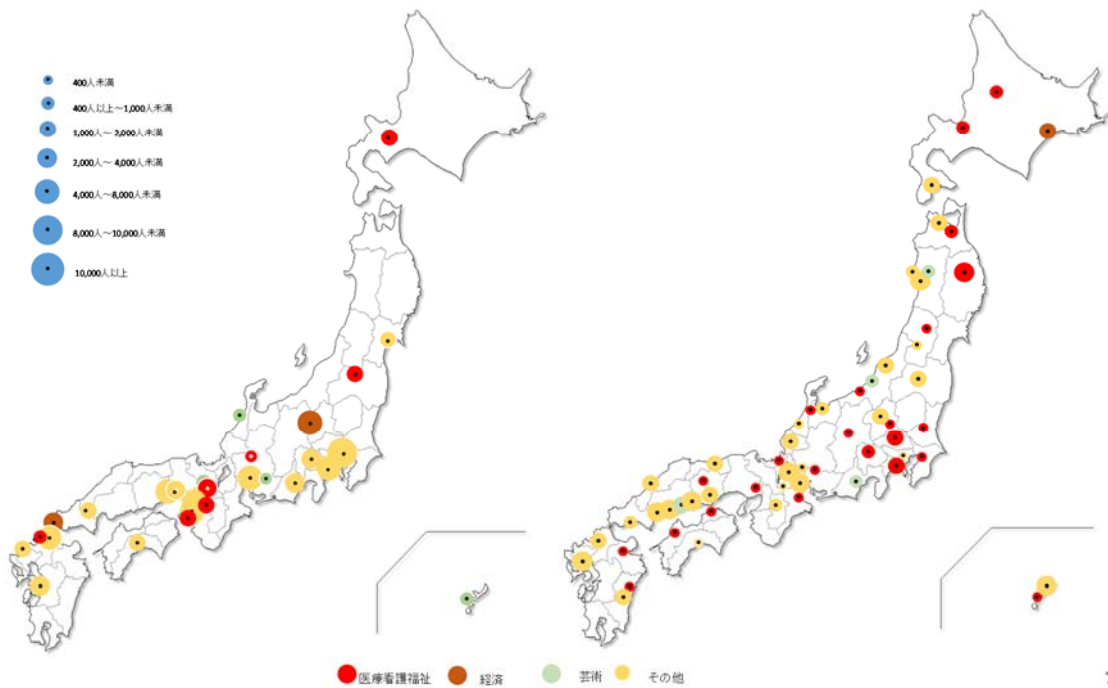
①公立大学数及び公立大学法人数の推移



2

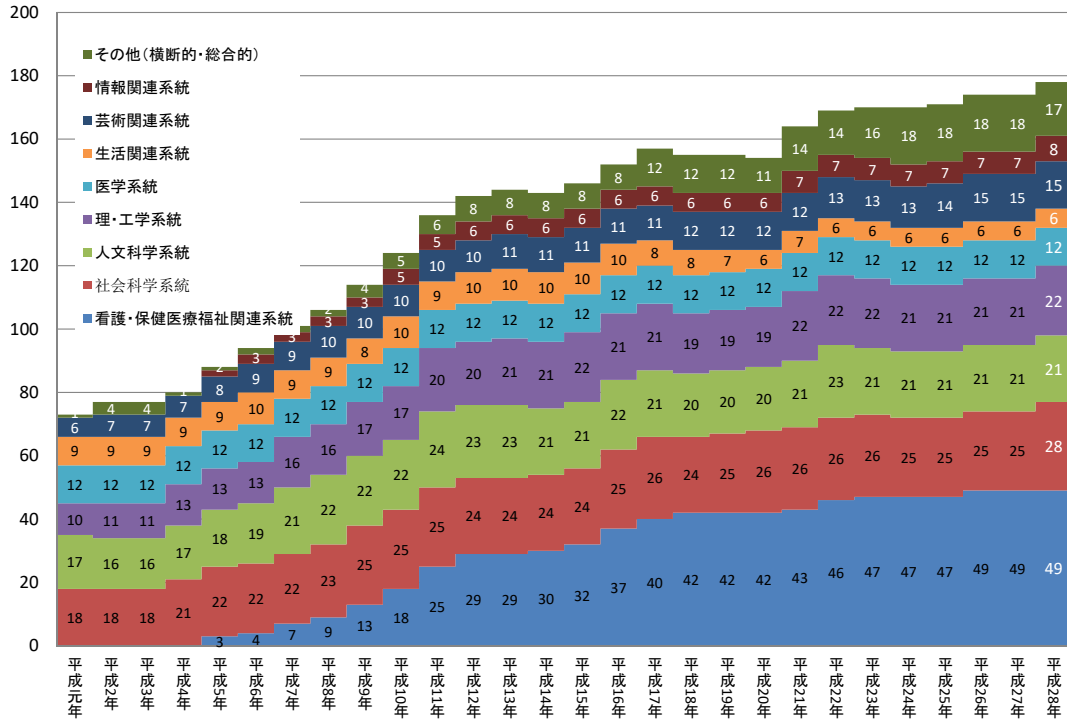
②公立大学の設置 (平成元年まで)

(平成元年以降)



3

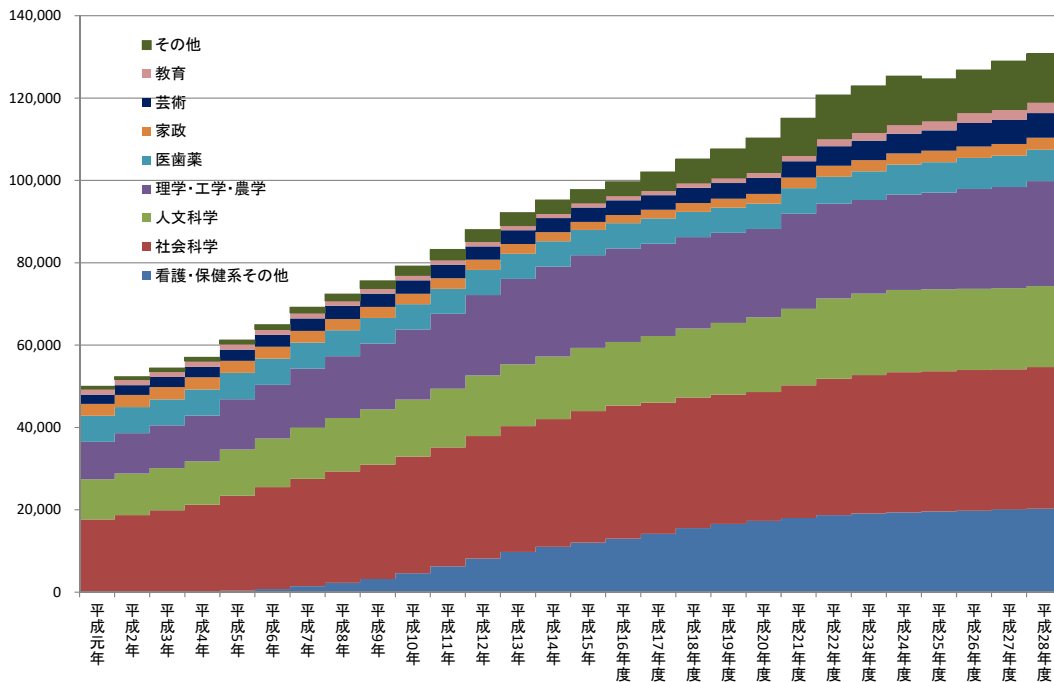
③学部の設置傾向推移(夜間部を除く・募集している学部のみ)



出所: 公立大学実態調査、公立大学便覧に基づき公立大学協会作成

4

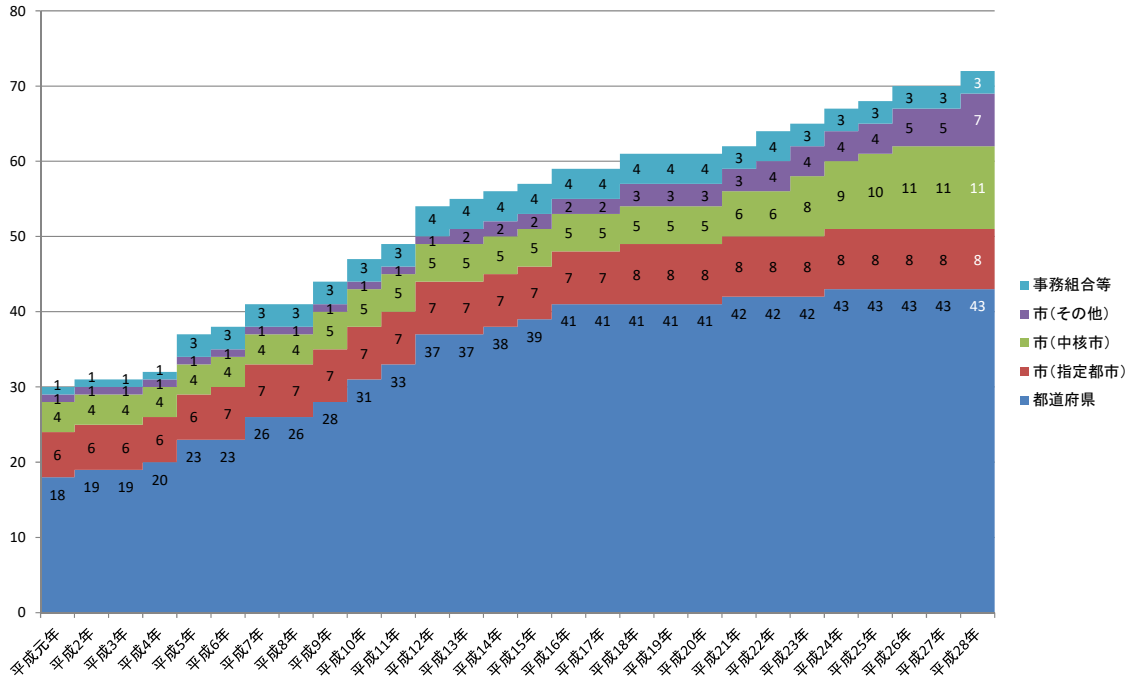
④関係学科別学生数の推移(公立大学・昼間部)



出所: 学校基本調査に基づき公立大学協会作成

5

⑤ 公立大学設置自治体数 種別ごと(平成元年以降)

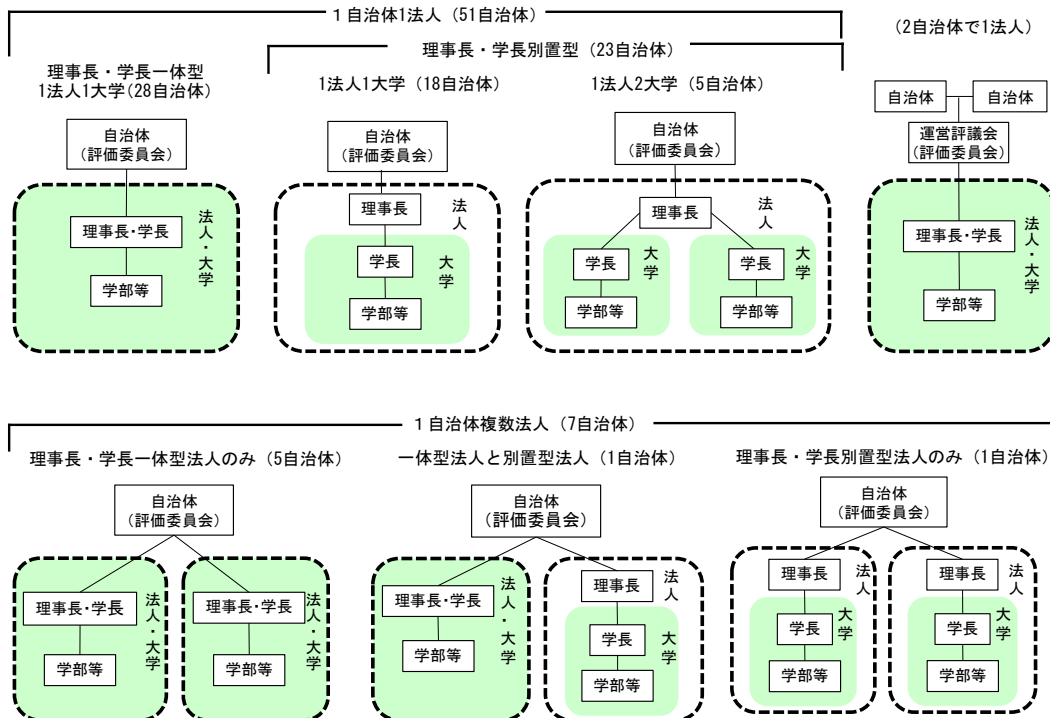


公立大学法人の制度化

6

⑥ 公立大学法人設立の様々な姿

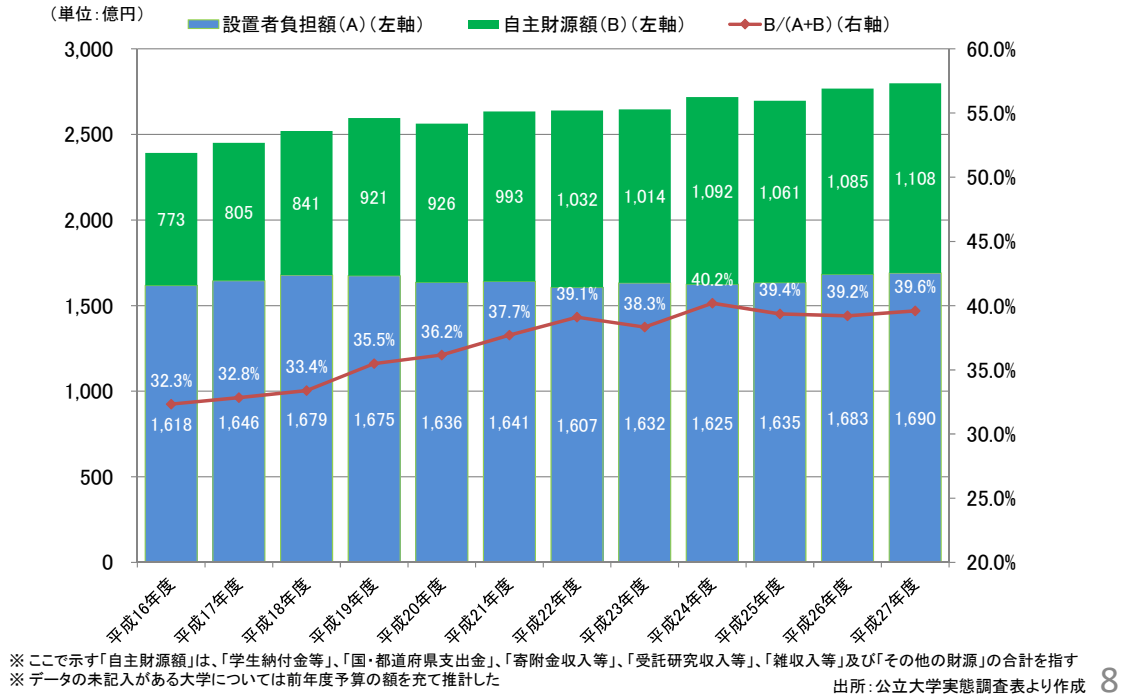
各設立自治体が置く公立大学法人・大学の構成(平成28年度)



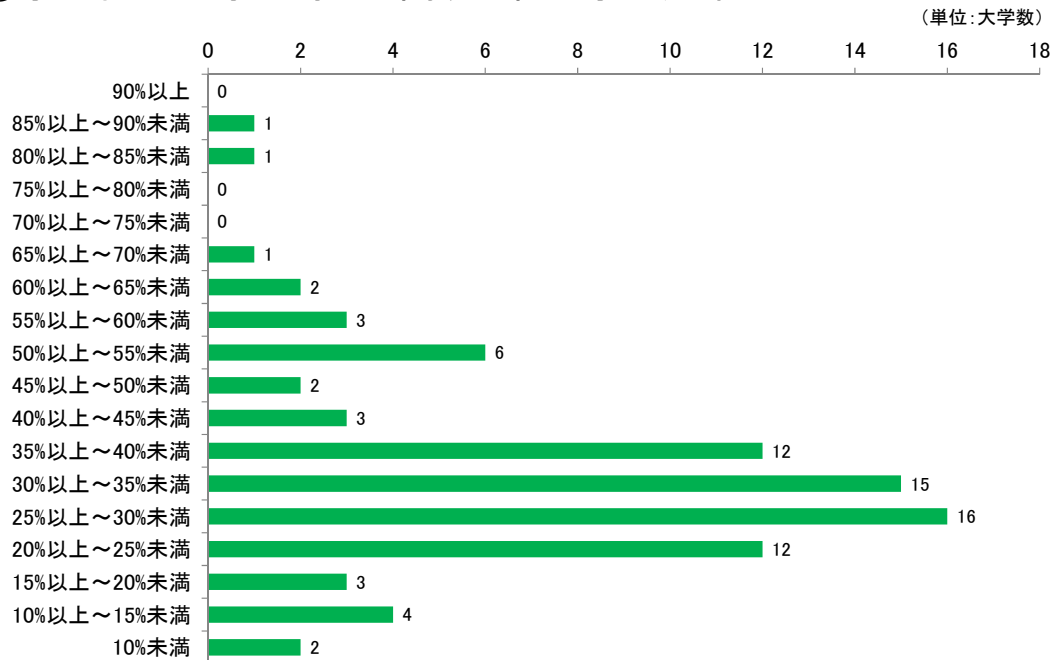
7

2 財政、経営環境

⑦ 公立大学の財源の内訳(経常費・予算ベース)及び自主財源の割合の推移



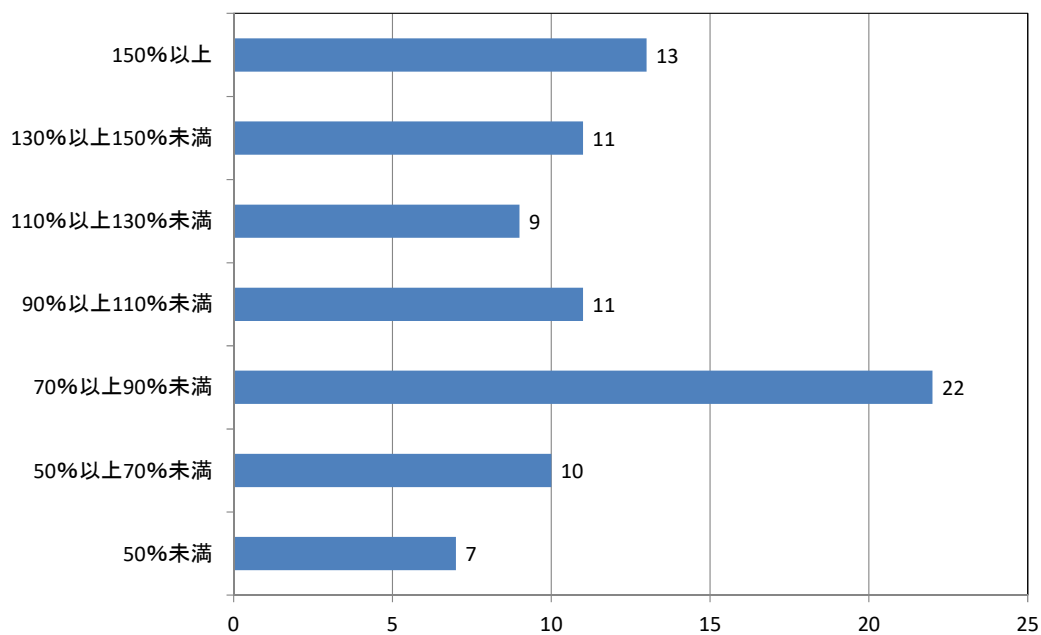
⑧ 学生納付金等の割合に関する各大学の分布



⑨ 基準財政需要額に対する設置者負担額の割合

※基準財政需要額を100とした場合

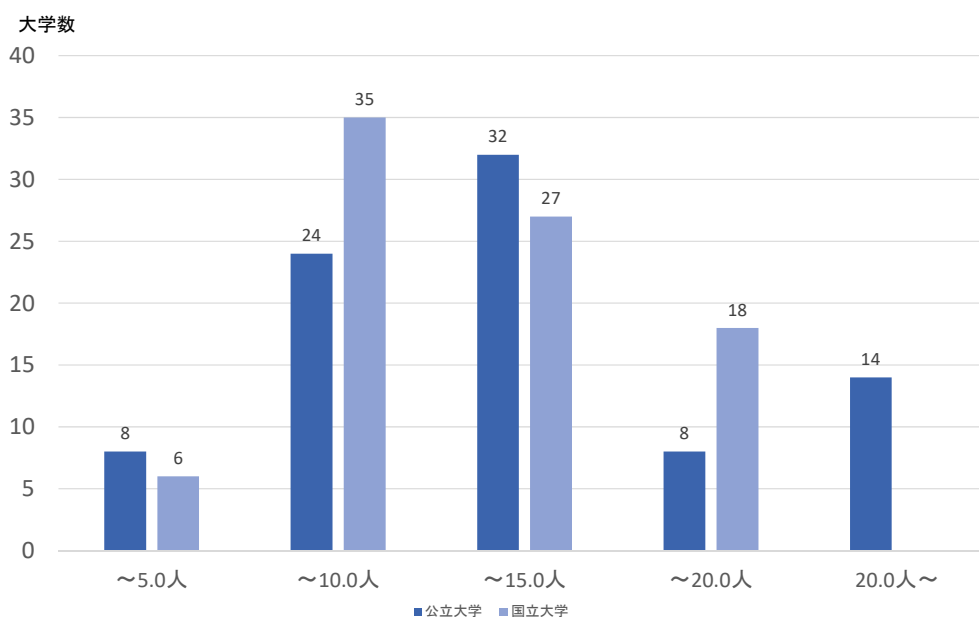
(単位:大学数)



出所:平成27年度公立大学便覧より作成 10

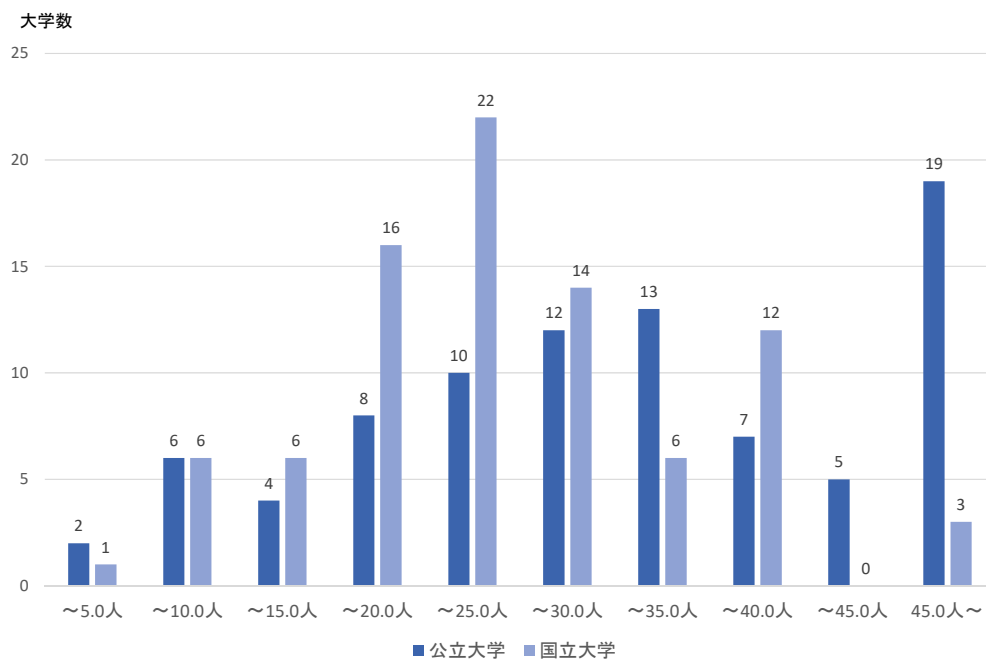
3 学生の教育環境(教員、職員、学生数)

⑩教員一人あたり学生数(ST比)



出所:平成27年度大学基本情報(大学改革支援・学位授与機構Webサイト)、公立大学基本情報に基づき公立大学協会作成 11

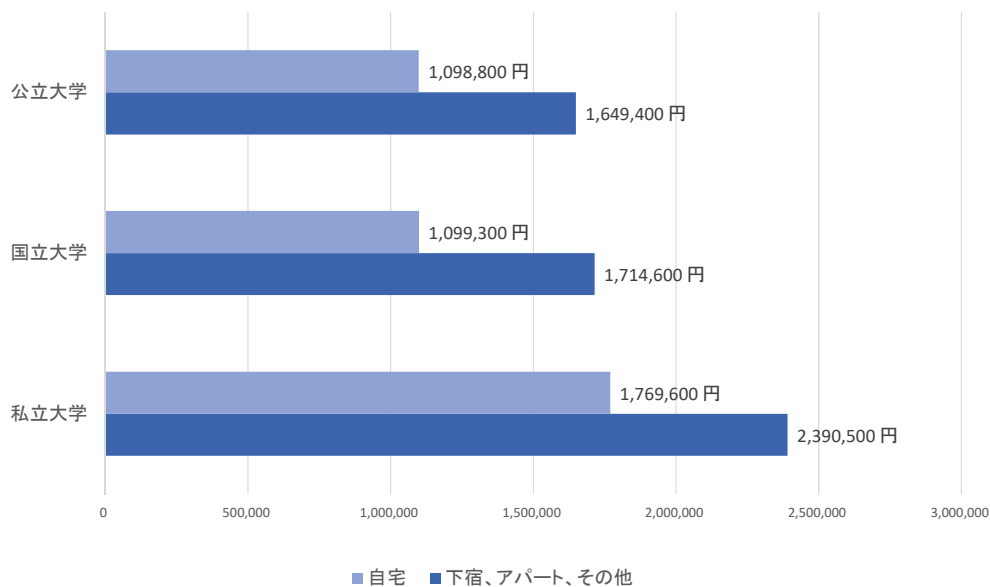
⑪職員一人あたり学生数(SS比)



出所:平成27年度大学基本情報(大学改革支援・学位授与機構Webサイト)、公立大学基本情報に基づき公立大学協会作成 12

4 学生の経済状況

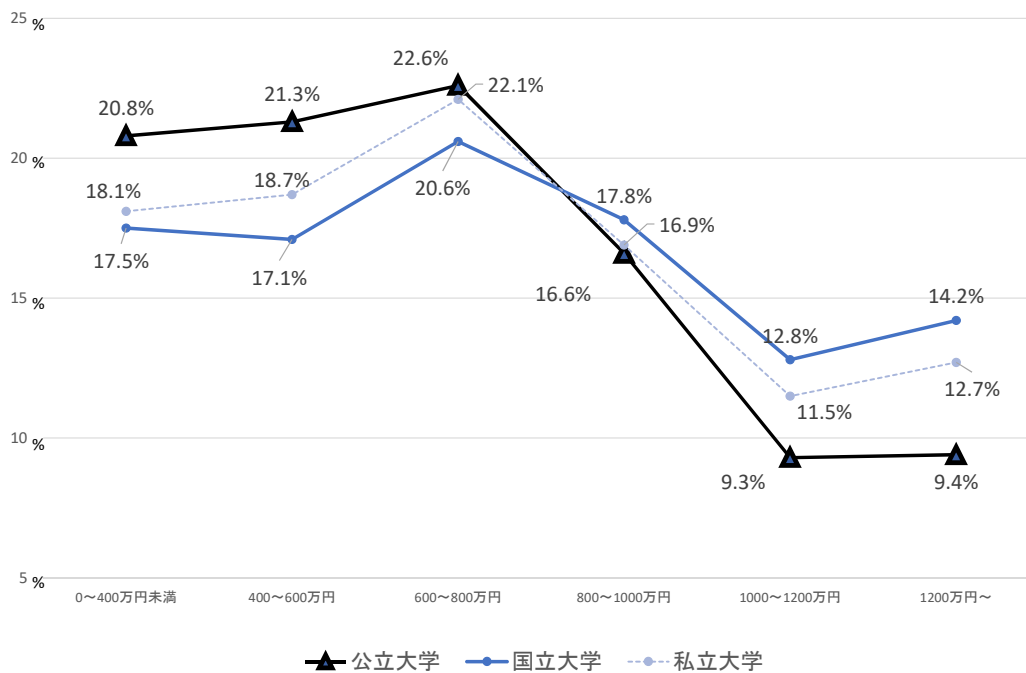
⑫ 居住形態別学生生活費 国公立大学比較(昼間部)



出所: 平成26年度学生生活調査(日本学生支援機構)

13

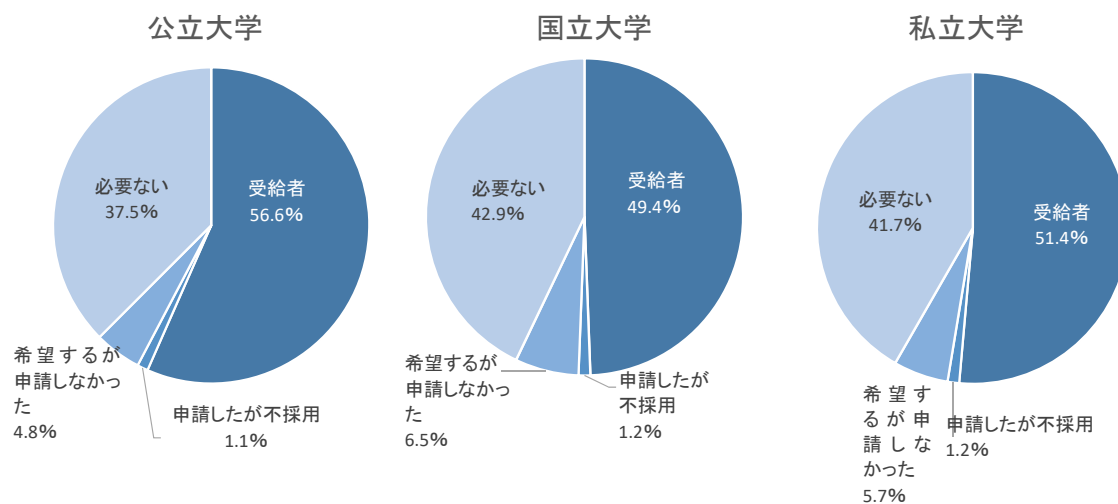
⑬ 家庭の年間収入の状況 国公立大学比較(昼間部)



出所: 平成26年度学生生活調査(日本学生支援機構)

14

⑭奨学金受給状況 国公立私立大学比較

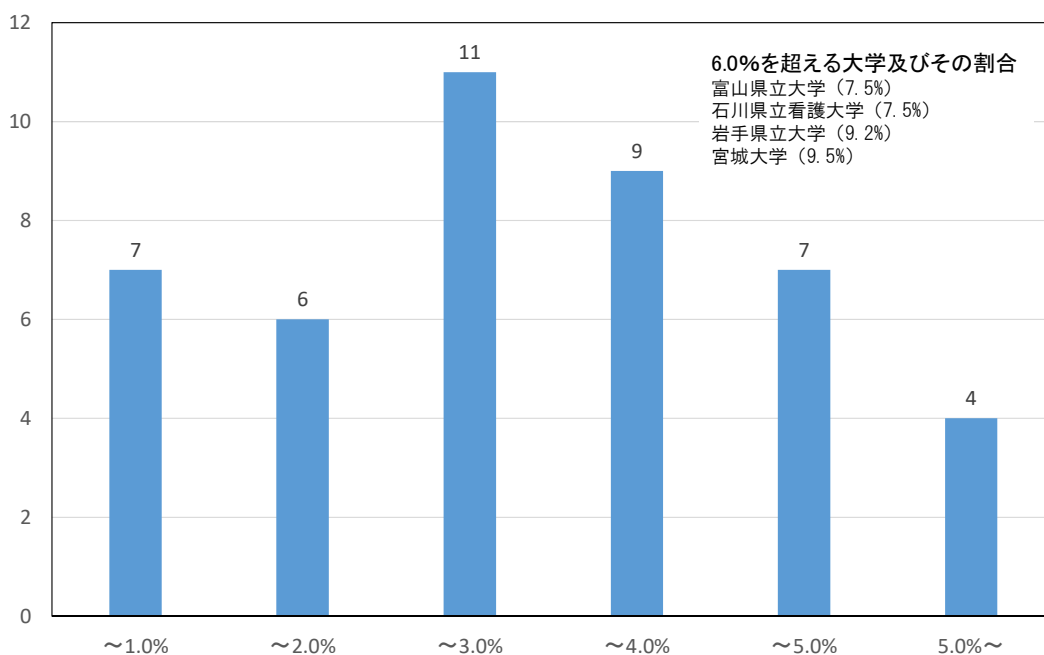


出所：平成26年度学生生活調査（日本学生支援機構）

15

⑮授業料減免率（減免額合計／授業料総額）

（単位：大学数）

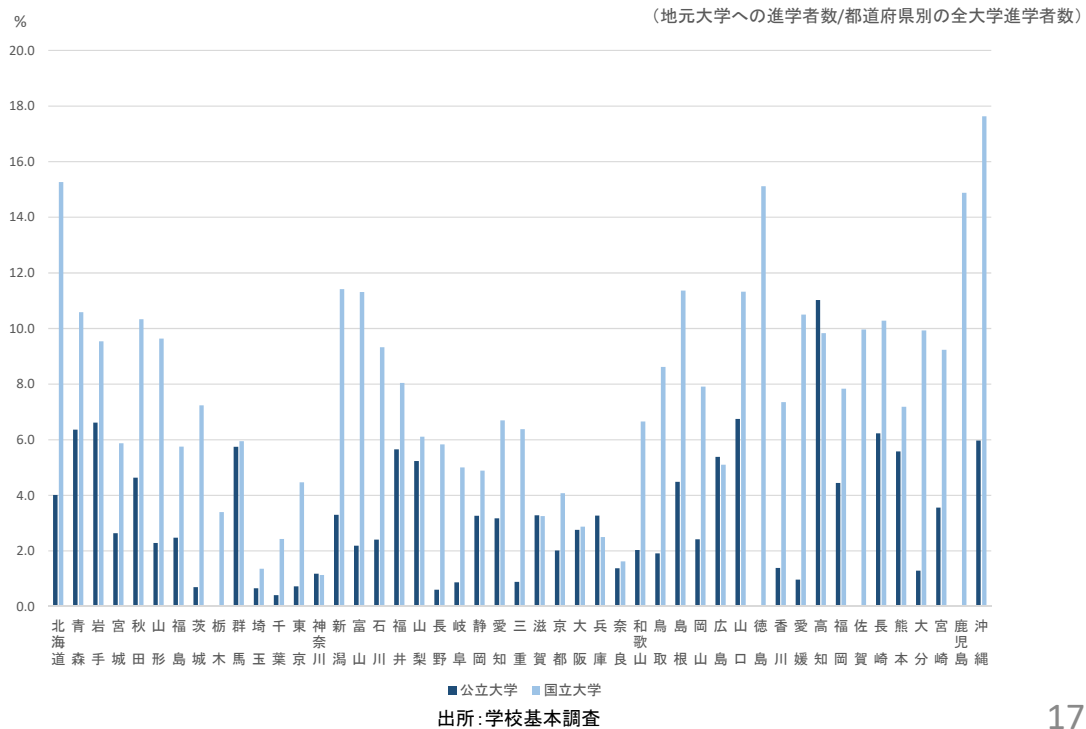


出所：文部科学省大学振興課 H28.5実施「平成28年度公立大学に関する実態調査について」に準じた形で公立大学協会が調査

16

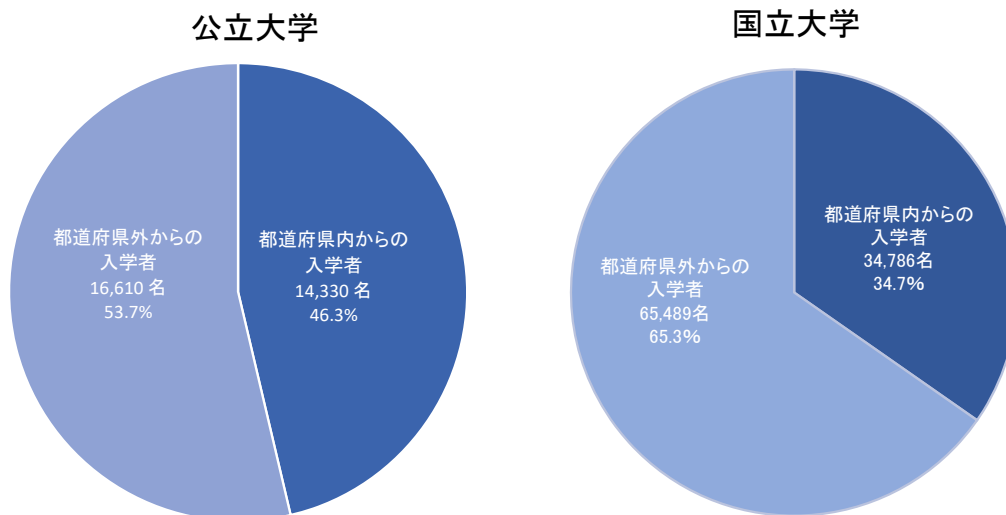
5 入学者、就職者

⑩都道府県別地元大学への進学率(平成28年度)



17

⑰入学者に占める都道府県内出身者の割合 —公立と国立の比較—



出所:平成27年度学校基本情報、学校基本調査、大学ポータル、公立大学実態調査の各結果に基づき公立大学協会事務局作成

18

⑱ 入学者に占める都道府県内出身者の割合

大学別都道府県内からの入学率
(公立大学・都道府県立のみ)

	大学名	県内からの入学者
1	国際教養大学	14.7%
2	奈良県立大学	18.0%
3	鳥取環境大学	18.9%
4	高知工科大学	27.4%
5	九州歯科大学	28.3%
6	首都大学東京	31.2%
17	大阪府立大学	45.0%
52	愛知県立大学	72.2%
53	山形県立保健医療大学	73.6%
54	新潟県立看護大学	85.1%
55	青森県立保健大学	81.1%
56	札幌医科大学	84.0%
57	沖縄県立看護大学	90.0%

出所:平成27年度公立大学実態調査に基づき公立大学協会事務局作成

大学別都道府県内からの入学率
(国立大学)

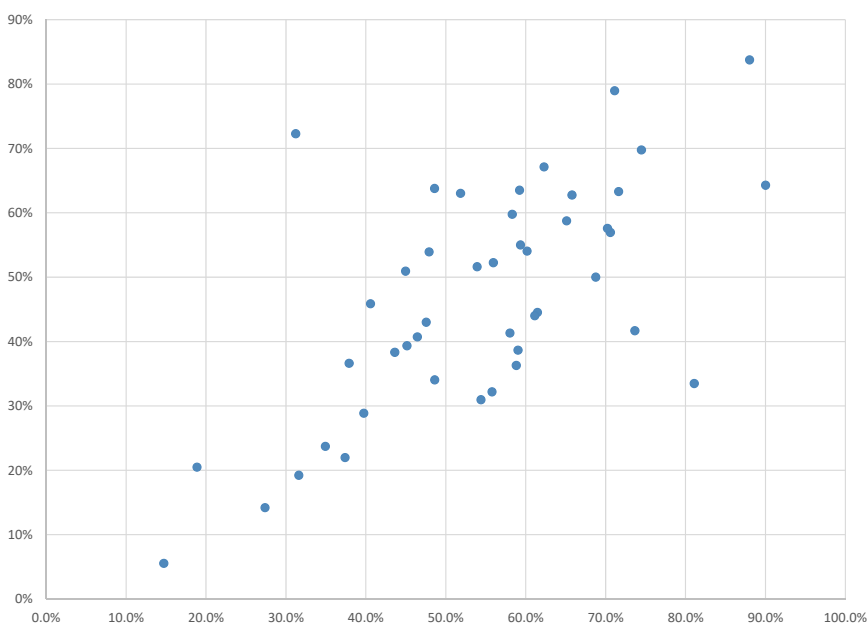
	大学名	県内からの入学率
1	筑波技術大学	4.6%
2	鹿屋体育大学	5.5%
3	京都大学	9.9%
4	奈良女子大学	11.2%
5	東北大学	15.7%
13	大阪大学	24.2%
47	東京大学	37.4%
70	名古屋大学	50.7%
82	旭川医科大学	73.8%
83	北海道教育大学	74.7%
84	室蘭工業大学	75.8%
85	愛知教育大学	84.1%
86	小樽商科大学	93.1%

出所:平成27年度学校基本情報、学校基本調査、大学ポータルサイトに基づき公立大学協会作成

19

⑲ 公立大学の入学者に占める区域内からの入学者の割合及び就職者に占める区域内への就職者の割合(都道府県立大学のみ)

就職



入学

出所:平成27年度公立大学実態調査

20

公立大学の在り方に関する検討会議 委員名簿／開催実績

平成 28 年度 公立大学の在り方に関する検討会議 委員名簿
(所属・役職は平成 29 年 3 月現在)

	所 属 ・ 役 職	氏 名
委 員 長	北九州市立大学長	近藤 倫明
副委員長	公立大学協会専務理事	奥野 武俊
委 員	愛知県公立大学法人理事長	鮎京 正訓
〃	公立はこだて未来大学長	片桐 恭弘
〃	青森県立保健大学長	上泉 和子
〃	静岡県立大学長	鬼頭 宏
〃	福岡県立大学長	柴田 洋三郎
〃	大分県立看護科学大学長	村嶋 幸代
〃	国立大学協会専務理事	山本 健慈
〃	東北大学教授	羽田 貴史
〃	筑波大学教授	吉武 博通
専門委員	公立大学協会事務局長	中田 晃

平成 28 年度 公立大学の在り方に関する検討会議 開催実績

日時	主なプレゼンテーション等
第 1 回 10 月 5 日 (水) 13:00～15:00	1 公立大学を取り巻く現状と課題等について
第 2 回 12 月 12 日 (月) 13:00～15:30	1 公立大学看護系大学・学部の取組及び課題について(上泉委員、村嶋委員) 2 公立大学のマネジメントの課題について (吉武委員)
第 3 回 2 月 9 日 (木) 13:00～15:30	1 大学政策の動向等について ・「大学の事務職員等の在り方について」(大学分科会) ・「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」 2 公立大学工学系大学・学部の取組及び課題について(片桐委員) 3 公立大学の教育改革に関する課題について(羽田委員)
第 4 回 3 月 7 日 (火) 10:00～12:30	1 公立大学の特徴について(データ整理) 2 金沢美術工芸大学の取組及び課題等について 前田 昌彦 金沢美術工芸大学長 3 高崎経済大学における地域連携について 村山 元展 高崎経済大学副学長 4 地方大学の役割、地域の教育力を支える大学(山本委員)

時代をLEADする公立大学

公立大学の将来構想に向けての議論の方向性と可能性

2017年5月

一般社団法人 公立大学協会

〒105-0001 港区虎ノ門 2-9-8 郵政福祉虎ノ門第二ビル 2階

TEL 03-3501-3336 FAX 03-3501-3337

E-mail jimu@kodaikyo.jp